

第三十四回国会 法務委員会 議 録 第五号

(一四二)

昭和三十三年三月一日(火曜日)

午前十一時六分開議

出席委員

委員長 瀬戸山三男君

理事 鍛冶 良作君 理事 小島 徹三君

理事 小林 銆君 理事 田中伊三三君

理事 福井 盛太郎君 理事 菊地養之輔君

理事 田中幾三郎君

世耕 弘一君 高橋 順一君

阿部 五郎君 井伊 誠一君

神近 市子君 上林與市郎君

志賀 義雄君

出席國務大臣

法務 大臣 井野 碩哉君

出席府政委員

警視 長官 大津 英男君

(警察庁長官官房會計課長)

検事 (刑事局長) 事 竹内 壽平君

(法務事務官) 鈴木 才藏君

(人権擁護局長)

委員外の出席者

専門 員 小本 貞一君

二月二十三日

委員三宅正一君辭任につき、その補

欠として島上善五郎君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員島上善五郎君辭任につき、その

補欠として三宅正一君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員大野幸一君辭任につき、その補

欠として北條秀一君が議長の指名で

委員に選任された。

二月二十四日

委員大野幸一君辭任につき、その補

欠として北條秀一君が議長の指名で

委員に選任された。

第一類第三号

法務委員会議録第五号

昭和三十三年三月一日

同日二十六日

委員北條秀一君辭任につき、その補

欠として中崎敏君が議長の指名で委

員に選任された。

三月一日

委員猪俣浩三君辭任につき、その補

欠として神近市子君が議長の指名で

委員に選任された。

二月二十七日

刑法の一部を改正する法律案(内閣

提出第八〇号)

は本委員会に付託された。

二月十九日

函館家庭裁判所庁舎新築継続工事費

確保に関する陳情書(函館市長吉谷

一次)(第二二二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

刑法の一部を改正する法律案(内閣

提出第八〇号)

法務行政及び檢察行政に関する件

人権擁護に関する件

〇瀬戸山委員長 これより會議を開き

ます。

刑法の一部を改正する法律案を議題

といたします。

刑法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律

刑法(明治四十年法律第四十五号)

の一部を次のように改正する。

第三条第十三号中「第二百三十五

条、第二百三十六條」を「第二百三

十五條乃至第二百三十六條」に改め

る。

第二百三十五條の次に次の一條を

加える。

第二百三十五條ノ二 他人ノ不動産

ヲ侵奪シタル者ハ十年以下ノ懲役

ニ処ス

第二百四十三條中「第二百三十五

條、第二百三十六條」を「第二百三

十五條乃至第二百三十六條」に改め

る。

最近における不動産、特に土地に

對する不法侵害の實情にかんがみ、

不動産侵奪及び境界毀損の行為をあ

らたに処罰することとする必要があ

る。これが、この法律案を提出する

理由である。

〇瀬戸山委員長 まず國務大臣から提

案理由の説明を聴取することといたし

ます。井野法務大臣。

〇井野國務大臣 刑法の一部を改正す

る法律案につきまして、その趣旨を御

説明いたします。

近年いわゆる不動産の不法侵害、す

なわち正当な権限もないのに他人の土

地を占拠して建物を建てるなどの行為

がしきりに各方面から問題とされるよ

うになりましたことは、周知の通りで

あります。言うまでもなく、現在問題

となつております不法占拠のうち

コト能ハザルニ至ラシメタル者ハ

五年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰

金ニ処ス

附 則

1 この法律は、公布の日から起算

して二十日を経過した日から施行

する。

2 罰金等臨時措置法(昭和二十三

年法律第二百五十一号)第三条第

一項の規定は、この法律による改

正後の刑法第二百六十二條ノ二の

罪につき定められた罰金についても、

適用されるものとする。

理由

めづつて各種の暴力的な犯罪が発生す

ることもまれではないのであります。

このように、実力をもつて他人の不

動産を不法に自己の支配に移すやうな

行為を放任しておくことになりまし

れば、不動産の安全な利用に対する国民

の不安感を強め、ひいては国民一般の

順法精神にも輕視することのできない

悪影響を与えることとなりますので、

政府におきましては、かねてからこの

ような事態の発生を防止するため懸命

の努力と検討を続けて参つたのであり

ますが、最近におけるこれら事犯の趨

勢にかんがみまして、刑法の一部に改

正を加えるの必要を認め、ここにい

ゆる不動産侵奪罪に関する規定及び境

界毀損罪に関する規定の新設並びにこ

れに伴う所要の改正を内容とするこの

法律案を提出することとしたのであ

ります。

この法律案の骨子は、次の通りであ

ります。

まず、不動産侵奪罪に関する規定

は、不法領得の意思をもつて、不動産

に對する他人の占有を排除し、これを

自己の支配下に移す行為を動産に對す

る窃取行為と同じく処罰しようとし

するものであります。従来におきまし

ても、不動産に對する窃盜罪の成立を

認める學説はありましたが、檢察及び

裁判の實務では、窃盜罪における窃取

の概念を不動産についてまで擴張する

のは相当でないという理由から、不動

産窃盜として起訴または裁判された事

例は一つもないのであります。従つ

て、今直ちに従来の解釈を改めること

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

は、法律生活の安定という面から好ましくありませんので、不法領得の意思をもつてする不動産に対する占有の侵害を処罰するためには、特別の規定を設ける必要があると考えられたので、本罪を新設することとしたのであります。

○瀬戸山委員長 次に、政府委員から逐条説明を聴取することとしたします。竹内刑事局長

○竹内刑事局長 本法律案の逐条説明を申し上げます。

最初に、第三条第十三号中「第二百三十五條乃至第二百三十六條」に改めるといふ点であります。第三条の改正は、第二百三十五條の二の新設に伴ひまして、窃盗と同様、日本国民が国外で犯した不動産侵害罪及びその未遂罪をも処罰することとするための改正でございます。

次に、第二百三十五條の次に次の一条を加える。「第二百三十五條ノ二 他人ノ不動産ヲ侵害シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ処ス」といふ点であります。第二百三十五條の二は、不法領得の意思をもつて、不動産に対する他人の占有を排除し、これを自己の支配下に移す行為を処罰する趣旨の規定でございます。従来におきまして、不動産に対する窃盗罪の成立を認める学説はありましたが、判例はこれを消極に解しておりました。檢察及び裁判の実務では窃盗罪における窃取の概念を不動産についてまで拡張いたしますのは相当でないという理由から、不動産窃盗として起訴または裁判された事例は全くなかったのをごさいます。従つて、今直ちに従来の解釈を改めますことは、法律生活の安定という面から好ましくありませんので、不法領得の意思をもつてする不動産に対する占有の侵害を処罰するためには、特別の規定を設ける必要があると考えられるのでござい

ましたのであります。従つて、客体が不動産であるという点を除きましては、本罪の本質、法益、犯罪成立の要件などは、すべて窃盗罪の場合と同じでございます。

本罪の客体は不動産であります。不動産と申しますのは、土地及びその定着物をいふ。これは民法八六条に規定がございします。この不動産をさすのであります。その中の建物は独立の不動産であるとして解されております。なお、自己所有の不動産でありまして、地上権、賃借権等の目的として他人が占有し、あるいは、公務所の命によつて他人が看守しておりますときは、窃盗の場合と同じように、刑法第二百四十

二條が適用されることとなります。本罪の行為は、侵害であります。侵害とは、不法領得の意思をもつて不動産に対する他人の占有を排除し、これを自己の支配下に移すことであり、實質的には窃盗罪における窃取と同じ意味であります。ここにいう不法領得の意思といふのは、窃盗罪の成立要件として必要とされるそれと同様に、ほし

ておきます。檢察及び裁判の実務では窃盗罪における窃取の概念を不動産についてまで拡張いたしますのは相当でないという理由から、不動産窃盗として起訴または裁判された事例は全くなかったのをごさいます。従つて、今直ちに従来の解釈を改めますことは、法律生活の安定という面から好ましくありませんので、不法領得の意思をもつてする不動産に対する占有の侵害を処罰するためには、特別の規定を設ける必要があると考えられるのでござい

ましたのであります。従つて、客体が不動産であるという点を除きましては、本罪の本質、法益、犯罪成立の要件などは、すべて窃盗罪の場合と同じでございます。

また、本罪の構成要件としては、不動産の不法占拠という特別の類型の犯罪にすることも一つの考え方として検討されたのでありますが、そういたしますと、その保護法益がはっきりしないだけでなく、処罰の範囲が広くなり過ぎて、土地家屋に関する賃借権消滅後の継続使用などにも適用される余地が生じ、また継続犯と解されます結果として、改正法施行前からの不法占拠についてまで本罪の適用をみるることとなりまして、このようなことは立法政策上妥当でないと考えられましたので、採用いたさなかつたのであります。本罪の法定刑は窃盗罪と同じく、十年以下の懲役でございます。

次に、第二百四十三條中「第二百三十五條乃至第二百三十六條」に改める点でございます。第二百四十三條の改正は、第二百三十五條の二の新設に伴ひまして、親族間の不動産侵害も、その本質が窃盗と同じでありまして、第二百三十五條の場合における同様、これに

なにも親族相盜例を適用することが相当と考えられますので、これを適用できるように改める趣旨でございます。

次は第二百六十二條の次に次の一条を加える。「第二百六十二條ノ二境界標ヲ損壊シ、移動若クハ除去シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ土地ノ境界ヲ認識スルコト能ハザルニ至ラシメタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千円以下ノ罰金ニ処ス」といふ点でございます。第二百六十二條の二は、土地に関する権利の範圍に重大な關係を持つ境界の明確性を保護法益とし、土地の境界を不明にする行為を処罰する趣旨の規定であります。右のような行為は、広い意味では土地に対する一種の損壊行為であり、また、境界標の損壊等の方法を用いることが多いためでありまして、土地の効用の毀損とは、直接關係がない点で、通常の損壊罪とはやや性質を異にしていておきます。また、本罪に当たる行為は、隣地の取り込みという類型の不動産侵害の手段として犯されることが多いと思われまして、両者は、その保護法益や犯罪類型を異にしておりまして、それぞれ別個に犯罪が成立するものと解されるのであります。本罪によつて保護される境界は、必ずしも真正の境界を意味するのではなく、それまで關係者の間で一応認められてきた境界をいうものと解します。

以上が刑法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませうお願い申し上げます。

以上が刑法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませうお願い申し上げます。

以上が刑法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませうお願い申し上げます。

従つて、自分で正しいと信ずる境界を
設定するための行為でありまして、
従前の境界を不明にいたしましたれば、
本罪が成立し得るのであります。

法文上境界を不明にする行為とし
て、境界標の損壊、移動及び除去の三者
を明記してありますが、これは例示で
ありまして、その他の方法によつて土
地の境界を認識することができないよ
うにした場合にももちろん本罪が成立
するのであります。ここに境界標と申
しますのは、権利者を異にする土地の
境界を確定するために土地に設置され
た標識、工作物、立木等の物件をいう
のでありますが、これは他人が設置し
たものに限りならず、行為者本人が設置
したのもこれに含まれるのであります
す。「其他ノ方法」と申しますのは、た
とえば、境界を流れる川の水流を変え
るとか、境界にあるみぞを埋めるなど
の行為であります。他面、境界の認識
が不可能になるという結果が生じない
場合には、本罪は成立しないことは当
然であります。従つて、境界標を損壊
したが、いまだ境界が不明にならない
場合は、通常の器物損壊罪が成立する
ことは格別、本罪は成立しないわけ
であります。もつとも、境界の認識不能
という結果は、絶対的なものであるこ
とは必要ではなく、従来の境界標その他
の境界を表示する物件がなくなりまし
たため、境界確定のために関係者の供
述とか、図面によるなど、他の方法に
たよらなければならぬという程度に
なれば十分であると考へます。本罪の
法定刑は、五年以下の懲役または千円
以下の罰金であります。

最後に附則について御説明申し上げ
ます。附則の第一項は、「この法律

は、公布の日から起算して二十日を經
過した日から施行する。」第二項は、
「罰金等臨時措置法(昭和二十三年法律
第二百五十一号)第三条第一項の規定
は、この法律による改正後の刑法第二
百六十二条ノ二の罪につき定めた罰金
についても、適用されるものとする。」
この点でございしますが、まず第一項
は、本法がその公布の日から起算して
二十日を經過した日から施行されるこ
とを明らかにしたものであります。第
二項は、罰金等臨時措置法第三条第一
項の規定が本法による改正後の刑法第
二百六十二条の二につきまして規定し
ていた罰金についても適用されること
を明らかにしたものであります。罰金
等臨時措置法第三条第一項によりまし
ると、刑法の罪、ただし第五十二条
の罪を除くのであります。刑法の罪に
ついて定めた罰金につきましては、
それぞれ多額の五十倍に相当する額を
もつてその多額とすることとされてお
りますので、右に述べましたように第
二百六十二条の二の罰金千円は、罰金
五万円となるわけでございます。

以上で逐条説明を終わります。

○瀬戸山委員長 本案について質疑に
入ります。

質疑の通告がありますから、順次こ
れを許します。鑑治委員。

○鑑治委員 提案理由の説明を承りま
してはばわかったのであります。私
は職務柄、戦後のさうさの時代に、こ
ういういまわし行為がひんぱんに起
こりまして、何とか方法はないものか
と苦慮しておったのであります。そ
の後社会秩序が定まつて参りますにつ
れて、だんだんこういふいまわしもの

のが減少してきたと思つております。
そのときに、この理由にも書いてござ
います。が、こういふ法律をこさな
ければならぬというところは、どうも六
萬十萬の感なきにしもあらずと思つて
あります。この点、現在において
もやらなければならぬという明確なる
御信念を一つ聞かしてもらいたいと思
います。

○竹内政府委員 この種の不動産不法
占拠は、御指摘のように、終戦直後の
社会的混乱期に多数発生をいたしましたの
であります。その後私どもも、ただ
いま鑑治委員の仰せのように、逐次社
会の秩序が回復して参りますことも
に、この種の事件はだんだん減少して
いくのではないかと、こう考へておつた
のでございます。ところが事實は、こ
の不法状態というものが放任されてお
りましたために、法秩序に対する考へ
方が慢性化したと申します。か、こ
ういふ状態が依然として今日におきま
す。も事もなげに遂行されるという傾向が
看取されるのでございます。たとへば
風水害によつて土地がしばらく監視の
目が離れるとか、あるいは大火災のあ
つたと焼跡が放任されておる状態が現わ
れます。その間隙に乗じて不法
占拠が今日といふやうに依然として行な
われていくということが、私どもの調
査によつて明らかになつたのでござい
まして、これを放任しておきますなら
ば、不動産に対する権利者の権利とい
うものはきわめて不安な状態に置かれ
るのであります。ひいては法秩序に
対する国民一般の考へ方にも大きな動
揺を生ずるのでございまして、何とし
てもこの種の立法をいたしまして事應
に対処していかねばならぬという

ふりに感じ、かつ信ずるものでござい
ます。

○鑑治委員 次に承りたいのは、窃盗
罪と同様の觀念であるが、窃盗とい
うものの觀念からして不動産の侵害が今
までの判例等からまかなないきれない、
こゝういふことですが、この点具體的に
どういふわけではあらぬのか。窃盗と
はどういふ行為であつて、不動産には
その行為があらぬといふ、そのこと
を一つこの機会に明確に聞かせていた
だきたいと思ひます。

○竹内政府委員 窃盗罪は刑法二百三
十五条に規定してあります。通り、「他
人ノ財物ヲ窃取シタル者ハ窃盗ノ罪ト
爲シ」ところありまして、この窃取と
いうことが物の遷移、ものの現実の移
動といふことを内容とした規定である
といふのが、古くからの學說の中で、
多数の學說がさういふ解釋をとつてお
ります。もちろん、これに對しまして
は、明治四十一年以来、牧野英一博士
は不動産についても窃盗が成立するの
だといふ考へを持つておられますが、
先ほどもちよつと御説明申し上げまし
たように、判例は、明治三十六年の旧
刑法の時代から、さらに三十九年の大
審院判決等によりまして、やはり多数
の學說と同じような立場をとつて、こ
の二百三十五條の財物を窃取というそ
の財物の中には、不動産は含まれない
といふ解釋、これは財物の中に含まれ
ないといふよりも、窃取といふ觀念か
ら不動産は窃取にふさわしくない対象
であるといふ考へ方が堅持されてきた
わけでございます。実務におきまし
ても、この學說、判例に従つて、不動
産の窃盗といふた新しい新設しよう
してあります不動産侵害に該當するよ

うな事犯に對しまして、これを二百三
十五條の適用を求めた起訴をいたした
事例はございせん。従いまして裁判
例もない。そしてすでに過去五十年間
このやうな状態になつてきていたのだ
であります。問題は、この窃取といふ觀
念をどうのやうに解釋するかということ
によつて今のやうな違ひが出てくるの
でございしますが、フランスにおきま
しても同じやうな形で規定がされてお
ります。ドイツ等におきましては、御承
知のように、窃盗罪の財物は可動物と
いふふうに限定されております。フラ
ンス刑法におきましてはただ物とい
ふふうに規定してあります。そこで、そ
の物が可動物のほかに不可動物を含
むかどうかといふ争ひがあるのでござ
いますけれども、フランスの判例も、多
くの學說も、このフランス刑法の物
の中には不可動物は入らないといふ考へ
できておるのでございまして、おそら
く日本の古い時代の學說もこのフラン
スの學說等に影響せられるところが多
かつたのじゃないかと考へておしま
す。なお最近におきましては、特に戦
後におきまして、不動産の不法占拠の
事態が各地に頻発して参りますため
に、かつては不動産の窃盗を認めな
かつた學者も、ある種の條件のもとに
これを認めようとする學說も若干教科
書等に現われてきておるのが現実で
ございまして。

○鑑治委員 そうすると、どうも聞い
ておると、窃取といふことは、ただ遷
移をとつただけではいけないんだ。現
在あるものを動かしてとつてこなければ
いけないものである。不動産は動かぬ
のだからそれではあらぬ、こゝういふよ

うな事犯に對しまして、これを二百三
十五條の適用を求めた起訴をいたした
事例はございせん。従いまして裁判
例もない。そしてすでに過去五十年間
このやうな状態になつてきていたのだ
であります。問題は、この窃取といふ觀
念をどうのやうに解釋するかということ
によつて今のやうな違ひが出てくるの
でございしますが、フランスにおきま
しても同じやうな形で規定がされてお
ります。ドイツ等におきましては、御承
知のように、窃盗罪の財物は可動物と
いふふうに限定されております。フラ
ンス刑法におきましてはただ物とい
ふふうに規定してあります。そこで、そ
の物が可動物のほかに不可動物を含
むかどうかといふ争ひがあるのでござ
いますけれども、フランスの判例も、多
くの學說も、このフランス刑法の物
の中には不可動物は入らないといふ考へ
できておるのでございまして、おそら
く日本の古い時代の學說もこのフラン
スの學說等に影響せられるところが多
かつたのじゃないかと考へておしま
す。なお最近におきましては、特に戦
後におきまして、不動産の不法占拠の
事態が各地に頻発して参りますため
に、かつては不動産の窃盗を認めな
かつた學者も、ある種の條件のもとに
これを認めようとする學說も若干教科
書等に現われてきておるのが現実で
ございまして。

うに聞こえますが、そうとてよろしゅうございませうか。

○竹内政府委員 わかりやすく申し上げますと、今おっしゃる通りでございます。

○鑑治委員 動産を動かさずにそのまま押えておいたら、それは物取じゃないのですか。動かかならぬというのなら、そこにあるそのまま持っていたらそれは物取じゃございませうか。

○竹内政府委員 これは具体的な事実関係において判断しなければなりません。が、ただ動産を押え込んだという状態が占有を奪取したことになりますかどうか。窃盗に着手してまだ逃げざる場合に当たるか、それはすりなどの場合に、ポケットの中に手を突っ込んだ状態で物取の着手がもたらぬあります。つまり上げなくてもありますから、その場合は動くものを対象として、それに手を触れたという状態を見れば物取の着手といふこと、動くものでありますれば押え込んだだけでも窃盗の罪に当たるものであります。

○鑑治委員 その説明はちょっと物足らぬ。不動産を侵奪すると同時に、本箱に入っている本を不法領得した。そうすると不動産侵奪罪が成立すると同時に、書物という動産の窃盗罪も成立するものと思ふのです。ところが今あなたのおっしゃる説明から言うと、一つも動いておりませぬ。そのままです。全然動かもしなければ取り込みもしなければならぬ、私は窃盗罪に律しなければならぬものだと思ひますが、こういう場合は物取とはどういふものを物取といふのでありますか、これは一つの例ですが……

○竹内政府委員 ただいまの御設例の場合には、不動産侵奪と同時に、二百三

十五条の、本箱に入っているものについて物盗になるかと私は考えます。しかし今申し上げた物盗といふのは、権利者の占有を排除して自己の占有に移すという意味でありまして、その点におきましては不動産の場合と同じことであらうけれども、その移す方において、考え方として物を現実に取り込んでしまふという、物取といふ「取」の意味はそういう意味のものなんだといふのが従来の学説判例の考え方でございます。動かし得る可能性のあるものについての物取といふ考え方が成立立つのだといふのでございませう。不動産の場合には遷移、移すといふ考え方ができないので、不動産は物取の中に入らぬ、こう言っておるのではありません。しかし、内容的には、そういう場合が完全に占有を奪得するといふことはあり得るわけでございませうので、物取の中に入らなければ侵奪で新たに含むほかはない、こういうような立法の趣旨になつてくるわけでございませう。

○鑑治委員 どうも少し足らぬように思ひますが、人が占有をしておるものを不法に自分の占有へ持つてくる、こういうだけなら、それは動産であらうが不動産であらうが、いずれもあると思ひます。ただ物が動産であるか不動産であるかという違いだけで、それだけではいいないのじゃないかと思ふ。これは窃盗といふものの考えはもつと違ふのじゃありませんか。強盗と窃盗と違ひますね。その窃盗の「窃」といふことに違ひがある。それと同様に、あとからまた論理を進めなければならぬが、この「侵」といふことと窃盗の「窃」といふことと何か違ふように思ひます。「窃」といふ字は「ひそかに」といふ

ことだらうと思ふのです。ひそかにだから、だれも見えておらぬときにとるというところで、見ておたらどうなるかという問題だが、侵奪といふことはひそかにではなからうと思ふ。見ておるところでやつてもいいんじゃないか。そこらに何か食い違いがあるんじゃないかと思ふのですか……

○竹内政府委員 用語の上から申しますと、「物」といふのは「ひそかに」といふような字が使つてあるのでございませうが、要するに、法律的に概念内容を理解いたしますと、その物に対する権利者の権利を排除して、その支配、事実上の所持を排除して自分の支配下に移す行為、こういうふうに理解するわけであります。侵奪もそういう行為でありませう。侵奪もそういう行為だと考えておられます。そこで、物取の「取」といふ言葉を使つてあります二百三十五条の場合には、物の所持を移す場合に現実には物の位置を移すといふことを前提とした概念だ。従つて、物の位置を動かすことのない不動産については成立しないといふのが従来の学説でございませう。そこで、物取の中に不動産が入らぬとすれば、不動産についても同じように、他人の権利を排除して自分の支配下に移してしまふ行為があるわけですね。それを物取でまかない切れなければ、侵奪といふのが改正の趣旨になります。物取といふ言葉の意味につきましても古い学説をちょっと申し上げたいと思ひます。岡田朝太郎先生の「刑法各論」三百二十九ページのところを見てもみまします。「盗取行為ノ客體ハ可動財タルコトヲ要ス是ヲ盗取行為ヲ解シテ所持ノ移轉ヲ謂フト爲スノ結果ナリ」こういうふうに書

いてあります。それから山岡萬之助氏の「刑法原理」四百四十三ページのところに、「動産タルヲ要ス故ニ所謂動産トハ民法上ニ於ケル動産ト異ナリ單ニ動カシ得ベキ物即チ所在ヲ移轉シ得ベキ物タルベキヲ意味ス。故ニ可動財ニシテ民法上不動産ニ屬スル物ト雖モ分離放シニ因リ動カシ得ベキ場合ニ於テハ窃盗ノ目的物ト爲スニ足ルベシ。立木ヲ盗伐スル森林盜ノ如キ其一例ナリ。」こういう説明をしてあります。それから、泉二新熊氏の「日本刑法論」増訂版四十二版の七百五十七ないし七百六十九ページのあたりにもたくさん非常に詳しく書いてございませうが、初めのところだけをちょっと申し上げま

す。「不動産物體力強竊盜罪ノ目的物タルコトヲ得ルヤ否ヤノ問題ニ付テハ從來學說上議論ノ存スル所ナリ、諸國ノ立法例中ニハ可動物體ニ付テノ此犯罪ヲ認ムルノ明文ヲ設クルモノアリ（例ハ獨逸刑法、奧國刑法改正草案等）又何等ノ明文ヲ置カサルモノアリ」雖モ不動産物體ヲ以テ此犯罪ノ目的物トスルコトヲ明示スル立法例ハ一モ存在セス、茲ニ於テカ此多數ノ立法例ニ於ケル解釋ニ付テハ等シク疑問ノ生スルコト明カナリ、我判例及ヒ多數學說ハ舊刑法以來可動物體ニ對シテノ竊盜罪ノ成立ヲ認メ不動産物體ハ其位置ヲ移轉スルコトヲ能ハサルモノナルカ故ニ之ヲ強取又ハ竊取シ得サルモノト解シツツアリ佛國刑法モ亦第三百七十九條ニ於テ他人ノ所有ニ屬スル物ヲ不正ニ奪取スルモノヲ處罰スルノ規定ヲ設ケテ可動物體ト不動産物體ノ區別ヲ明示セサレトモ判例及ヒ學說ニ於テハ竊盜ノ目的物ハ可動物體ニ限ルコトヲ認メ

ツツアリ、然レトモ我現行法ノ解釋ニ付テハ有力ナル反對説ナキニアラス（例ハ牧野博士日本刑法五三三頁）予ハ……」といふことで、これは非常に長くこの点について論じているのでございませう。その他いろいろいうことで、物取の対象になる物の中には、今のように入らぬものに入らぬものといふのが通説でございませう。

○鑑治委員 だいぶわかつてきました。そのほか、物取といふことと侵奪といふことと、客體は違ひますけれども、行為そのものには違ひがありません。要するに、不法に人の占有をこちに取るという場合、これは物取も侵奪もそうだろうと思ふ。それから領得の意思があることも、これは両方とも領得の意思がなくはないか、それで違ひはないが、ただ単に客體が違ひだけか。それとも行為自身に違ひがあるのですか。この点……

○竹内政府委員 その点につきましては客體が違ひといふことでありまして、行為そのものは物取と同じ内容のものであるといふふうに考えておるわけでありませう。

○鑑治委員 もう一つ、さつき言ひました物取と侵奪といふものとは同じものだが、名前は違ひます。「物取」といふのは先ほど言つたように「ひそかに取る」といふことだが、これは強盗との區別だけなんですか。いわゆる強盗は暴力をもつて相手方を押えて取るから強盗になる、この違いだけですか。そうすると、結局また侵奪と強盗と違つてくる、こういうことになると思ひますが、この点明確にしたいだきたいと思ひます。

……

○竹内政府委員 古い判例には、やはり仰せのように「ひそかに」という考え方を入れておいたようでございます。

しかし、今日になりまして、法律解釈の明確になつておるものは、むしろひそかになくとも、公然と取りまして、やはり窃取と見られる場合があるわけでありまして。要するに、窃取の内容をなしますものは不法領得の意思をもつて他人の所持を排除して自己の支配下に移す、これが窃取の意味であります。侵奪も、内容におきましてはそれと全く同じようなものであるといふふうに解しております。

○鍛冶委員 私の今申しますのは、窃取という觀念は、ひそかに人の見ておらぬところで取るというのが一番でしようが、見ておつても入るというのですね。そうしてみると、「窃」という字を使う必要はないように思ふのです。

やはり侵奪としてもいいことになると思ふのです。そこで、なぜ「窃」ということをとつたかという、一方においては強盗といふものがあります。その強盗との区別をするために窃盗と強盗といふことになつたのではないかと、さういふのです。強盗は見ておつてもいい、取ればよろしい。片一方は見ておらぬときにやる。一方は実力をもつて相手方を屈服して取つていくということとです。この区別のために窃取とつけたのではないかと思ふのですが、これはどうですか。

○瀬戸山委員長 答える前に委員長から申しておきますが、どうも、結局、なぜ不動産の窃盗罪にならぬかということじゃないかと思ふのですが……。

○竹内政府委員 今鍛冶委員の仰せのように、窃盗と強盗とを区別するため

に実は窃取という言葉を使った、それは語源的には「ひそかに」ということになると思ふ。しかし、先ほど来申しますように、それならば不動産が窃取の中へ入つていいじゃないかと思ふが、まあ目的物の移転といふことが不動産についてはないわけでございます。その部分が、内容的には窃取と侵奪とは同じでございますけれども、その点が違つていまして、従つて、窃取の中へは入れないで、新たに侵奪という言葉を使うということでございます。

○鍛冶委員 そうすると結局はこういうことになります。窃取も侵奪も同じものなんだ、けれども不動産に対して窃取という言葉を使つて、今までの判例その他からちよつと内容が違つたら、不動産に対する不法の占有を移すことを侵奪といふ。動産に対して不法に占有を移すことを窃取といふのだ、さう解釈していいじゃないかと思ふ。さういふ。

○竹内政府委員 全く仰せの通りでございます。さういふ。

○鍛冶委員 その程度にしておきましょう。

その次、不法領得の意思ですが、これは所有権をとるといふことが第一です。その次は、占有をとるといふことは、そのものを自己の支配下に置くといふことになると考えますが、この点は動産との間に区別がございますか、同じでございますか。

○竹内政府委員 不法領得の意思につきましては、動産と不動産との間に差

違はない、全く同じであるといふふうに考へております。

○鍛冶委員 効用その他については相違ないがございせんか。不動産を自己の任意にするといふこと。第一、土地と物とについては、処分をすることにおいて違ひますね。それから滅失せしめるというところは土地にはありません。動産ならば自分でとつて滅失しても、それは窃盗に入りません。さういふようなところで、相当大きな区別はあるのではないかと思ふのですが、私は勉強せずに今ここで質問するのは申しわけないけれども、これも明瞭にしておきたいと思ふ。もしありますれば……。

○竹内政府委員 侵奪行為の完成、私どもは即時犯といふ考え方をとつておりますが、即時犯と申しまして、動産の場合とはその即時といふものの――それは相手が不動産でありますために、動産の場合とは若干違ふと思ふますが、その行為をする者の心理状態として、不法領得の意思が必要であるといふ意味の不法領得といふことの内容につきましては、動産であろうと不動産であろうと、その間に差違がないといふふうに考へております。

○鍛冶委員 その程度にしておきましょう。

その次に侵奪の態様ですが、土地の場合を申しまして、ここに空地があつた。その空地へ黙つて家を建てた。これは侵奪でしよ。それから空地があつたところへ、いわゆる一時使用の目的で建てますと言つて、許可を得て屋台のようなのを建てて、そこで屋台が済んでしまつたら、これを不動産にして居する。さういふ場合は

いわゆる侵奪であらうと思ふのですが、いつが侵奪で、どういふ侵奪になるのですか。この点はどうでしよ。

○竹内政府委員 前の御設例でございしますが、他人の権限にある不動産、土地の上に無断で入つて家を建ててしまふ。家を建てることによつて不法領得の意思が発現される場合がありまふ。あるいは有刺鉄線のようなものを張りめぐらして一歩も近づけないといふようなことによつて不法領得の意思の発現が認められる場合もあるものであります。さうしてちよつとやそつとでは土地を明け渡さぬといふようなことが外部的に見られる。さういふような状態のときに、侵奪罪は既遂するといふ形になる。それから後の御設例の場合に、ある人の土地をちよつと一時使用のつもりで――まあ屋台店といふお言葉でございますが、ある短期間を予想して屋台店を作ることの承諾のもとに借りた。しかるにおよそ常識的に考えられる期間が過ぎたにかかわらず、屋台店を持つていかないばかりでなく、今度はそこへ屋台店じゃなく本建築をしてしまつた。さういふ場合には、本建築をしたときに、その占有が不法領得の意思をもつてする占有といふふうにはつきり言い得るわけでありまふ。そのときをもつて不動産侵奪の既遂になる、かように考えます。

○鍛冶委員 それじゃもう一つ聞きます。お祭りの間だけ屋台をやらして、それならばよからうといふので屋台を建てた。お祭りが済んでも動かない、これも私は侵奪だらうと思ふ。さういふ場合は侵奪罪として罰せ

られるかどうか。罰するといふならば、いつ侵奪になつたと解釈するのですか。

○竹内政府委員 ただいまの御設例の場合は、多くは消極に解せられるのではないかと思ふ。屋台店のために占有することは一応認められておるわけですが、お祭りが済んだら当然明け渡さなければならぬ事情にありまふけれども、それはちよつと貸借の期間が満了いたしました、そのまゝそこに占有しておるといふのと同じ場合であります。従つて、もちろんそれは民法的に違法なる占有といふことになりまふけれども、その場合に照つて居つておるといふ状態は新たな侵奪といふ積極的な行為がそこにはないのであつて、その積極的な行為を認める不法領得の意思のもとに占有をしておるのだといふことがわかれるような家を建てて居るような行為がない限りは、これをもつて侵奪であるといふふうに解することは困難でございます。侵奪といふものを積極的な行為と認め、さういふ構成要件を欠いております関係上、そのようなものは入らない、消極に解するのが相当である、さういふふうに考えます。

○鍛冶委員 一番多い例を私は言つたのですが、それが入らぬといふものになると、どうもこの法律の効用が滅殺されまふが、もう少し研究してもらいたいと思ふ。

それとも一つは、屋台店を建てるといつて借りて、期限が来ても動かない、そのうちに本建築をやる。そして本建築をやつたやつがそこにおると、それは侵奪罪で押えられるのですか。

大がこれに第三者に売って逃げていってしまふ。第三者は、それは金から何か出して買ったのです、こり言うておる。これもすいぶん多い例です。こういうときには、もちろん逃げていった者をつかまれば罰せられるでしょうが、現在占有しておる者に對しては、本法の適用はありませんか。それと侵奪罪の適用はありますか。これに関連した何かの処罰をされる方法がなくては困ると思うのです、この点はどうかです。

○竹内政府委員 その場合にはいろいろな場合が考えられますが、侵奪者から買ひ受けた者が情を知って買ひ受けているような場合、共同正犯になる場合にはもちろん共同正犯として理解すべきであります。共同正犯にならない場合には、贓物故買といふことになると思います。もちろん本犯が罰せられることは当然であります。全く善意で買ひました場合には、贓物故買にもなりませんが、共犯にはもちろんならない。あとは本人自身が不法占拠になるかどうかという問題になると思います。が、そういう善意の場合には犯意を持っておらない場合になると思います。従いまして、情を知って、権利関係を侵害するために特に第三者に転々売買して逃げてしまふというやうな事案が多いと思いますが、相手が情を知って買ひ受けているという場合には贓物故買といふことで処罰されると思います。

○鑑治委員 私はもう一つ考える方法がないかと思うのです。故買でいいが、情を知ってないといふことになる、これは善意だからしょうがないでしよう。しかし他人の、たとえば公園なら公園、お宮の地内なら地内といふことを知っておるとすれば、私はもつと考える方があると思う。要するに最初侵奪した者は家を建てた者でございまして、その中に入つて家を自分のものにするのですから、自分のものにしたときにその者はその土地を侵奪したといふ関係が入りやしませんか。入るよに思ひます。

○竹内政府委員 すでに侵奪罪が成立してしまつてから後の権利の処分、権利といふは家の売買であります。従つて、それが即時犯とはいひながら幅がありますので、幅の間で二人が話合つた場合には共犯の関係になると思ひますが、すでに既遂になつてしまつてから、一種の事後処分といふやうな形になりますので、情を知らなければ手の打ちようがない。もちろんやつた方の者は侵奪罪のほかには詐欺のやうな罪にもなるかもしれません。そういう点は、一そう回復を困難ならしめる行為であるといふ意味において理解できますけれども、本来の侵奪罪に新たななる侵奪罪が成立するといふふうに理解するわけにはいかないと思ひます。

○鑑治委員 さつきの居すわりの場合とこれはもう少し考へておいてもらわなければならぬ。これはだんだんと効用が少なくなりますが、もつとあつて研究してもらつてからにしましう。

その次に暴力侵奪の場合ですが、強奪の場合には刑法第二百三十六条第二項の強盜罪が成立するので、あらためて法律を作る必要はない、こり御説明のよりですが、私はどうもそれではまだ

ると思ひます。これは現在でもあつて、強奪した者を二百三十六条の第二項で起訴したり処罰してあります。私は實際聞きませんよ。この点はどうかです。

○竹内政府委員 理論をいたしましては、現在でも二百三十六条第二項で処理できるという解釈でございまして、二二六条六条で、暴行脅迫による不動産侵奪に相当する事案を処罰した例を知らないのでございまして。判例も調べましたがないようでございます。また實務の上でそういう事例があるかどうか調査が不十分なのかもしれません。が、そういう事例にぶつからないのでございまして。そこでこの点につきましてもいろいろ考へてみたのでございまして、これは法律解釈がそこまで及んでないためにそういう事案を見つておるのか、あるいはそういう適切な事案がないためにそういう事例がないのかという点でございまして、この点につきましては、適切な事例がなかったのではなからうかといふのが私どもの今の考え方でございます。

○鑑治委員 大ありです。不動産の争いで一番出てくるのはその点なんです。暴力団を連れていって、入つておるやつを追つて出さず、それをまた暴力団を連れていって追つて、竹やりを追つていって追つて、大へんなことをやつておる。竹やりを持っていけば、ほかの暴行だとか傷害が起これば、傷害罪等で処罰しておるか知らぬが、不動産の強盜といふものはやつておらないのです。これはやはり物盜罪が成り立たぬからには強盜罪も成り立

たぬという觀念ではなからうかと思ひます。もしそうだとすれば、どうも不動産強盜といふものの觀念を、普通の物盜罪の中に入れてはおもしろくないといふのでこの法律を作られた、こりいうのですから、そうしてみると、やはり今までやつておらぬものをやれといつたつてこれは無理な話ですから、やはり不動産強盜罪といふものを認めなくちや目的は達せられないのじやないかと思ひますが、この点はいかがですか。

○竹内政府委員 その点もいろいろと検討をいたしてみたいのでございまして、法制審議会におきましても議論のあつたところでございまして。結論的に申し上げますと、二百三十六条第二項は非常に幅の広い規定でございまして、一項を含めたものでございまして。暴行脅迫をもつてする不動産侵奪、これがもし規定をしますならば、二百三十六条の一項のものが不動産に限るとすれば、不動産を含めてそれと同様の規定を設けるということも、理想論としては考えられるわけですが、幸いなことに今の二項がありまして、この二項の解釈は幅の広いもので、従来からこの点につきましても二項をもつてまかない得るという解釈があるわけでございます。それは先ほど申し通りでございます。そこでこりいう場合に、二項でまかない得るという解釈があるならば、特に一項に相当する規定を設ける必要があるかどうかといふことについていろいろ研究をしてみたいわけでございますが、次のような理由から、新たな規定を設けない方がよいといふふうに考へるわけでございます。その理由と申しますのは、まず解釈論上の理

由でございまして、これは今申し上げましたように、判例とあつてませんけれども、先ほど物盜について不動産を認めないといふ泉博士の議論の中にも二項強盜については認めるという考へ方がございまして、昭和六年ころ出ております司法協會の刑事審査會の回答書にも積極的に解した理論も出ております。最近の學者で岡田教授の刑法にもこれを認める學說を表明しております。こりいうわけで、解釈論としては二項強盜の成立を肯定し得る。學說上も異論がないといふふうに考へられる。それから今仰せのやうなこりいう解釈はされていなかったのだといふやうな考へでもし新しい不動産強盜罪のやうな規定を設けるといふやうなことになるやうな、逆に幾つかの疑問が出てくるわけなんです。こりいう特

別規定を設けますと、改正前の二百三十六条第二項には不動産強盜行為が含まれていなかったといふことを前提にしなければならぬ。こりいうふうになると、例の刑罰不適及の原則によりまして、改正前の二百三十六条第二項に相当する行為は処罰できなくなつてしまつて、現在のまゝいふたならば処罰できるといふやうな解釈上の疑問点がそこについて出てくるわけでありま

す。それからもう一つ、立法政策の理由と申しますか、今回の改正は、刑法の全面的な改正ではなくて、文字通り一部の改正でございまして。こりいう場合には、従来の規定に關する限り、學說、判例に大きな影響を与えるやうな改正はできるだけ避くべきであるのが相当だと思ひます。さらに刑罰法規

由でございまして、これは今申し上げましたように、判例とあつてませんけれども、先ほど物盜について不動産を認めないといふ泉博士の議論の中にも二項強盜については認めるという考へ方がございまして、昭和六年ころ出ております司法協會の刑事審査會の回答書にも積極的に解した理論も出ております。最近の學者で岡田教授の刑法にもこれを認める學說を表明してお

は、申すまでもないこととさせていただきますが、必要な最小限度にとどめるといふことも基本的な要請でございます。こゝういふ点をいろいろ考へてみますると、解釈上疑問がないとされておる二項の適用が考えられるならば、これは新たに新しい規定を設けることは、解釈論上も蛇足であるのみならず立法政策上も当を得たものでないといふことになるわけでございます。その点とすれば、運用上どうだといふ問題がこゝで起こってくるのであります。仰せのように不動産の強奪行為は絶無じゃない、あり得ると私思ひます。ただ、今までの事例を見ますと、暴力団を差し向けて乗り込んでいったけれども、相手がいないために、不動産強奪は成立しましたが、そこにいるものを排除してそれに暴行を加へ脅迫を加へたといふようなことにはなっていない事例が多い。あとからそういうことがわかつて、かけつけていったけんかになったといふ例はございます。それからまた逆に権利者が今度は回復に暴力団を連れていってやる。そのときも取返をせんためにそこでけんかになるとか暴力団が起るということはあるんですが、それも回復後に起こったという事例が多いのであります。侵奪罪はもうろん成立する。そのほかに暴力行為等処罰に関する法律、そういうものによつて大体まかなわれておるわけなのでございませう。そういう事例だけをあげて安心してゐるわけではありませうけれども、取り締まりについて二項強盜の解釈でそのような事案に対処することができると思ふのでございませうが、かりに百歩譲つてそのような解釈は判例、学説上成り立たないといふような

場合があるといひたしても、それによつて法の空白が生ずるわけではない。不動産侵奪罪といふものはある。そうすると今申しましたように暴力行為等処罰に関する法律等の牽連といふような関係で、その場合に御承知のように、重い不動産侵奪罪の刑によつて、十年以下の懲役によつて処罰されるということになりますと、量刑の点においても、そういう特殊な事案であるならば、相当重い刑をもつて処断できるものであつて、運用の実際の面から見ても、特に強盜罪の特別規定を置く必要はないのじゃないか。いろいろ考へました末に、この分について手は触れぬことにいたしましたわけでありませう。

○鑑査委員 最もよくあるわれわれが事件で直面しました例を、二あげて話しましょう。火事があつて家が焼けた。そうすると地主がこれ幸いと家を建ててはいかぬとなを張る。そうすると借地人はそんなことをいつても建てさせなければいかぬといつて、夜中に暴力をもつてなをはずして、さつさとバラックであらうが何であらうが一晩のうちに建ててしまふ。そうして地主が来たら何をぬかすといつてどなりつけて暴力団で追つたら、これが第一の例。それから、家を建ててまだ入らぬうちに元の者を入れよう、入れられぬといふ——大いにある例は暴力団を使つて、まだ仕上がらぬうちに、だれもおらぬうちに家へ入ります。それはだれもおらなかつたのだから強奪にならぬといわれるかもしれませうけれども、そのうち大家が出て行けと言つたら、やろう、殺してやるといつていきまいた。これはいずれも暴力に

よつてやつてゐるから私は強奪だと思ふのですが、この二つの事例は一番多いわけですか。これは強奪になりませうかどうですか。

○竹内政府委員 ただいまお示しの二つの例は、多くは両方ともならないのではないかと考えます。事実関係を固めて議論しなければ理屈になりませんが、なぜかならば、前者は一晩のうちにだれもいないところに入つて家を建ててしまつたといふこととございませうので、困いをしてあるところを切り破つていくところでは暴力団が大勢いたかもしれませんが、だれもいない夜のうちにそこを占拠してしまつて家を建てた、こういうことになる。このあとで気がついて大勢暴力団を連れて行つた。そこで前に入つた者との間にけんか、口論、脅迫、暴行等があつたといひました。それで、暴力団が成立してからの暴行、脅迫なので、侵奪の機会、脅迫といふのではないのであります。そこで別途の、やはり侵奪罪と暴力行為等処罰に関する法律が適用される、かように考えます。それからあつた場合は事例がよくわかりませんが、建てておるときに、だれもいないところに入つてしまつたといふのは侵奪であります。今度は地主がびくびくりして行つたときには、侵奪が終わつておるときへ行つても暴力、こゝういふことになるのじゃないかと、こゝういふことになるといふのでございませう。やはり前の場合と同じような事件になると思ひます。

○鑑査委員 それは相当疑問だと思ひますが、それで、あまりないこととですが、このやうな、こゝう言つて暴力団を連れて行つて地主を追つて入れれば、これは強奪であることは問題あり

ませぬ。そういう場合もたびたびあるはずですが、けれども私はまだかつて、これが強盜として起訴された事実を聞いたことはない。あなたは先ほど、こゝういふことはないからだろうとおっしゃつたが、それはさうじゃないと私は思ふのです。そこで憂えるのは、やはり動産でなければ強盜がないと同じように、動産でなければ強盜もないのだ、不動産に対して強盜はないのだといふ概念から、捜査もしなければ起訴もしなかつたのじゃないかと思ふ。しかるに今この法律ができたからといつて、お前ら間違つておつたんだ、やれと言つたつて、はたしてやるかどうかは疑問だと思ふ。私はおそれるかやらのじゃないかと思ふ。やらなかつたといふれば、本法を作つた趣旨と大へん違ひまして、そういうものならば、それは考へなければならぬのです。これは一つあなたの方でなかつたからだろうといふことでは、われわれは承服できないのだから、これは捜査官の方の意思を聞いてみて、今までどうしてやらなかつたのか、今後やるか、やらぬか、これを確かめない限りは、この法律の趣旨を暴棄するやうになると思ひますから、これは委員長この次にやつてもらふやうお願いいたします。あなたの方でも、その点は十分研究して御答弁を願ひたいと思ひます。きよりは私はこの程度にしておきます。

○小島委員 今鑑査委員の質問ですが、あなたは不動産に対する強盜罪がこの二百三十六条の二項で適用されるのだとおっしゃいますが、この学説というのは、実際のところは、学者の頭の中に、不動産については、もう不動産の占有争ひといふものは民法でやれ、こ

ういふものについてはもうないのだ、窃盜罪といふものは成り立たないのだ、ただし少し乱暴して取つたときに、黙つておるものもおかしいから、仕方がないから、二百三十六条の二項で不動産についても強盜罪が成立するのだといふようなことを言つておるだけであつて、鑑査委員の心配するやうに、検事局の中では大部分の人が、不動産の占有の争ひといふものは強盜罪なんか成立しないのだといふ頭があるのじゃないかと思ふ。学者なんかは、乱暴して不動産を占有したときに何でもなしじゃちよつと工合が悪いから、二百三十六条二項のように無理に不動産についても強盜罪が成立するのだといふことを言つておるんじゃないでしようか。実際に起つて事例はたくさんあるけれども、検事局が相手にしないで、不動産占有のことは民法でやつてくれ、こゝういふやうなことで、実際の事案として取り上げなかつたといふのが私は大部分の例だと思ふがどうだろうか。私はさういふ感じがするので、私が、さういふ点も突っ込んで研究していただきたいと思ひます。

○竹内政府委員 ただいまの点はごもつともな御質問でございまして、学者の議論もほとんど教科書にその点触れておりませぬ。私、先ほど申しましたやうに、議論をしておらないといふのが実情でございませうが、泉二先生の本文とか岡藤教授の本とかには書いてございませう。泉二先生は一方において否定しながら、一方において肯定しておるわけとございませうから、その点ははっきりしておるわけとございませうが、実際にございまして、一応私どもの調査

占有争ひといふものは民法でやれ、こゝういふものについてはもうないのだ、窃盜罪といふものは成り立たないのだ、ただし少し乱暴して取つたときに、黙つておるものもおかしいから、仕方がないから、二百三十六条の二項で不動産についても強盜罪が成立するのだといふようなことを言つておるだけであつて、鑑査委員の心配するやうに、検事局の中では大部分の人が、不動産の占有の争ひといふものは強盜罪なんか成立しないのだといふ頭があるのじゃないかと思ふ。学者なんかは、乱暴して不動産を占有したときに何でもなしじゃちよつと工合が悪いから、二百三十六条二項のように無理に不動産についても強盜罪が成立するのだといふことを言つておるんじゃないでしようか。実際に起つて事例はたくさんあるけれども、検事局が相手にしないで、不動産占有のことは民法でやつてくれ、こゝういふやうなことで、実際の事案として取り上げなかつたといふのが私は大部分の例だと思ふがどうだろうか。私はさういふ感じがするので、私が、さういふ点も突っ込んで研究していただきたいと思ひます。

したところでは、それにふさわしい事例がないためにやっていないのだとは申ししておりますが、あるいは今の不動産窃盗といふようなことが、やっております。その反面において、そういうことになっておるかもしれません。しかし今やこの点が学説上も明らかであるのだといふこと、本法案の審議を通じて、国会の御意思の存するところを明瞭にいたしました。実際の運用に当たりましては、そういう場合でも今後適切な事例がありますれば、二百三十六条二項で処理する場合も起こってくるかと思ひます。これはもちろん法の関係を害するものではないと考えております。

○志賀(義)委員 関連して刑事局長に伺います。刑法の一部を改正する法律案の逐条説明書の二ページの終わりに「二行目にあります。『本罪の行為は、『侵害』である』といふ点であります。それについて説明がございましてね。それからもう一つは、『窃盗罪及び境界毀損罪に関する立法例』といふ中の六ページにイタリア刑法の例がございまして、六百三十一條の『侵害』のところにウスルパチオーネという言葉が使っております。それから次の六百三十三條の『土地又は建物の占拠』のところでは、『占領の目的又は他の方法で利益を得る目的』云々となっております。六百三十一條と六百三十三條とが別になっております。侵害罪の方はウスルパチオーネ、英語のユーズ・バイ・シオンですか、そういうことになっておりますが、この場合の六百三十三條の『占拠』というの、どういふ言葉を翻訳されたのですか。

○竹内政府委員 これはドイツ語の方から実は私も……。

○志賀(義)委員 孫引きですか。

○竹内政府委員 はい、孫引きであります。それで今ここに原本を持ってきたておられませんから、ちょっと……。

○志賀(義)委員 原本を今調べる願ひたい。あなた方が作られた今度の刑法の一部改正法案では、『占拠』とここにイタリアの刑法でいわれていることと、その前のウスルパチオーネの『侵害』といふことを一緒にされておるのです。刑の量定も従ってそこから違つてきておるのです。『占拠』の六百三十三條の方は、刑の量定が違ひます。『占拠』の場合は、『二年以下の懲役又は千リラ以上一萬リラ以下の罰金に処する。』となつており、『侵害』の方は、『三年以下の懲役又は一萬リラ以下の罰金に処する。』といふことになっております。この『占拠』といふことと『侵害』といふことはどういふふうにはつきり分けておるのに、立法例としては多少は参酌されたでしょうが、日本の今度の改正刑法では『侵害』といふことと一緒にしておる。動産物取の場合同じように、『十年以下の懲役』といふことになっております。立法される場合にはもう少しいろいろ各国の例なんかはつきりして、『侵害』といふ概念を不当に広げたり、横に曲げたりしないようにしなければならぬと思ひます。非常にそういう点あいていまして、こういう点をもう少しイタリア刑法についてよくこの次お調べになつて説明されませんか、非常に疎漏ですよ。今度の法案といふものは、今私が申し上げただけでも、非常に大ざっぱにできています。ですから鑑治君が質問

なさつても、あなたの言われるのは、何だか押込みとかなんとか、柔道の言葉みたいなことを言われて、そんなことを、刑法にきちんとしなければならぬものに持ち込まれては困りますよ。そういう意味で、そういう点をこの次もう少しよく調べて下さい。イタリアの場合にいろいろ特別の規定が精密にできておるの、その歴史的な理由もあります。そういう点を調べておやりにならないといけません。ここに全国の実例のいろいろが説明してあります。不法侵害の実例について、これは鑑治君に最初説明されたのと全然違つておる。それから、そういう意味で、刑事局長、この次もう少し勉強してきて下さい。わかりましたね。

○竹内政府委員 はい。

○瀬戸山委員長 本案に対する質疑は、本日はこの程度にしておきます。

○瀬戸山委員長 法務行政及び検察行政に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますからこれを許します。小島徹三君。

○小島委員 実は検察庁長官に来ていただきたかったのですが、御用だそうですから……。

二、三日前の新聞に、香川県におきまして、刑事事件の捜査のために金が足りなくなつたために、警察官の給与の中から一割ずつを天引きしてその費用に充てたといふような新聞記事があつたのでありますが、私たちがこれはまことに想像外のことでございまして、あるいは新聞は真相を伝えている

ないかとも思われますから、その真相について少しお話願ひたい。

○大津政府委員 ただいま小島委員から御質問がございましたが、香川県の警察におきましてこの問題につきまして報告がございましたので、それを申し上げます。御了承いただきたいと思ひます。

実は、香川県におきましては、昨年の十一月に三木警察署管内に女店員の強殺事件があり、また十二月には坂出署管内に賀屋夫婦の殺害事件が起り、また本年の二月には土庄の管内で女子中学生の殺害事件が起つたといふことで、この種の事件が非常に重なりまして、そのため県本部におきましては捜査態勢の強化と防犯態勢を確立するといふ趣旨のもと、先月、二月の九日に警察署長会議を開催いたしました。この点につきましていろいろ協議をいたしましたのでありますが、またその席上におきまして、某署長からこれらの三署にそれぞれ捜査本部を設けておられますが、その捜査本部員の御苦勞をねぎらうといふ意味で慰問品を送るとか、何かそういう意味で給与の一部をさいても贈金をしてはどうか、こういう意見が出まして、他の署長からも、自分の署の中にもそういう声があるから賛成だといふようなことで、数署の署長からもさらに賛成の発言がありまして、一応それじゃ贈金をしようではないかといふことで、給料月額百分の一程度を贈金しよう、こういう話が出たわけでございます。その際に県の本部長といたしましては、この署長の提案に對しまして、まず贈金はそれぞれの職員に自由意思に基づいて任意でやる、それから贈金の率は一応一割といふことでありますが、これを一応の基準にして、職員負担過重にならないようにする。それから三番目には贈金は俸給から天引きすることなく、職員の自由によつて、いつでも集まつたときでよい、こういうことを指示いたしました。今後何らかの慰問をする、こういうことになつたわけでございます。その結果、各署においては、署員から俸給の一分を出す、あるいはまた署員で作つております親睦会等から、そういう慰問品のための贈金をするといふようなことで、結局先ほど申し上げました三つの警察署と、それから応援に出しておりますこの警察署、県本部の捜査課の者を除きまして署員千人足らずの者から、十八万円ばかりの自発的な贈金がありまして、これを三つの捜査本部で分配する。この使途につきましては、捜査費といふことではなしに、捜査員の夜食、ウドンとか嗜好品、そういうものを買つてやつたらどうか、こういうことで、その使途につきましてはそれぞれ署長にまかせる、こういうことになっておりました。この件につきまして、現に捜査費等も非常に窮乏になつておる。年度末にもなつてきておつて、いろいろ事件が重なつたといふことから、捜査上も非常に予算的に困難を來した点もあるものでございまして、この点につきましては、県本部の方におきまして予算の追加要求をいたしました。その結果四百万円ばかりの追加予算を県議会に提出をいたしまして審議される、こういう状況になつておる次第でございまして、御了承いただきたいと思ひます。

○小島委員 今の御説明を聞きました、私たちの心配しておった捜査費のために金を出したのではないということは一応わかりましたので、その点については安心でございますが、私申し上げておきたいことは、第一線に立っている警察官が非常に低い給与をもらっているというところは常々言われておることではございまして、私たちの立場からすれば、第一線の警官は中央におる職員よりもむしろ優遇しなければならぬと思っておるのでございまして、とにかくにも、いかなる理由にしろ、警官に金をさせる、そして他の捜査に働いている人々のために慰問品を送らせるというようなことは、これが警察官自身が集まって、かれこれ言っている論議で、気の毒だから一つ出してやろうじゃないかということでは金を出し合つたということなら私はけっこうなことだと思ひますけれども、何とおっしゃいますとも、警察署長が会議を開いて、そしてそこでそういう話し合いをして、本部長がこれを認めて警察官に流したということになれば、これはよくある労働組合等におきましても、たとえば日教組の例をとりましても、必ずしも日教組五十万の職員が、全部あるいは考へ方に立つておるとは思われないけれども、上の方から命令されてくるから払わぬというわけにいかないのです、やむを得ずいろいろの金を借金しておるという例から見ましても、そういうことは決して強制ではないといつたって、実際上の強制であると言わざるを得ないと私は思うのであります。でありますから、こういうことを許しておるということは私は実はいけなないことだと思ひます。むしろこ

ういうことはやらせないようにすべきだ、かように思ひますのであります。ことに私から申しますならば、捜査費のために出したのではない、かように強弁はされておられますけれども、何といつても慰問品だとは言ひながら、捜査に当たつておる警察官に、夜食にうどんを買つてやつたというところになると、これは捜査費に違ひない。慰問品ではない。確かに捜査に当たつて夜食をくればおなかもすく、うどんを買つてやる、これは捜査費として出すべきであつて、他の警察官から出させるべき性質のものではないと思ひます。でありますから、今後警察庁としては絶対にそういうことのないようにしていただきたいと希望したいのであります。

なおこの際一つお伺ひしておきたいと思ひますが、各府県に警察があるわけですから、そういう刑事事件の捜査費というものは、今各府県単位の経費でそれぞれ負担しておると思ひますが、そうですか。

○大津政府委員 捜査費につきましては、国の公安にかかわる犯罪の捜査、こういうものについては国費で支出することがございますが、その他の一般犯罪につきましては、府県で予算を組ましまして、これに對しまして半額の国庫補助をいたしておる、こういうことでございます。

○小島委員 たとえばAという県で起きた事犯で、犯人がA県におるという場合は、A県で負担するでしょうが、かりにこの犯罪が他府県にわたつて行なわれたというような場合におきまして、あるいは犯罪人が犯罪を犯した場所から他府県に逃げていった場合、こ

とに犯罪人が犯罪を他の府県で犯してそして自県に逃げ込んだとき、これは場合によると予算が足りないため捜査もおろそかになるということもあり得るのじゃないかと思ひますが、一体そういう心配はないのでしょうか。

○大津政府委員 ただいまちょっと言葉が足りなかつたのでございまして、そのほかに京都府府県にまたがる関連犯罪、こういうものにつきましては、やはり国費でそういう捜査費を支出するといふことができるようになっております。

○小島委員 私はこの際軽々しく結論を出したいとは思ひませんが、各府県の経済状態というものは、いい県もあれば、悪い県もある。それで刑事事犯に對する費用が出せないというような県があつた場合におきまして――かりに、極端に、そういう経費が出せないという県があつた、そういう場合はどうなりますか。

○大津政府委員 各府県におきましては、治安維持のための捜査活動をいたすのでございまして、それぞれ最小限度活動のための経費は必ず予算に計上をされなければ、御説の通り非常な問題になつて参るわけではございまして、この点につきましては、私も捜査費の国庫補助の増額、その他予算につきましてもいろいろ努力をいたしまして、各府県に對しましては逐年そういう面の増額をはかつてきておるのでございまして、捜査費の予算がないためにそういうことがないように今後とも一そう努力して参りたい、かように考えております。

○小島委員 私も二、三の例を知つておりますが、大きな犯罪が起きたときに、その管轄の警察に予算がないというやうなことで、町村がわざわざ金を出しておる。あるいは防犯協会ですとか、あるいはものが多少手助けして金を出しているというやうな例も二、三ございまして。そういうことであるならば、場合によつたら――国家の予算に預備費で出せるんですから、場合によつたら、警察というものを全部一本の国家警察にまとめてしまふというやうなことも必要になつてくるんじゃないか、かように私は思ひます。だから、私は先ほど言つたやうに軽々しく結論を出したいと思ひませんけれども、そういうことが実際にあつてあちこちの県で行なわれている。おそらくこれはあとであなたの方から問ひ合わせを受けたら香川県の方では表向きはきれいな返事をしてくいてるんだと思ひますけれども、事実はこれは捜査費に使われているんじゃないか、こう思ひます。そういうことを実際真剣に考えていかなければならぬときが起きてくるのじゃないか。あの府県に、あの小さな財政で大きな刑事犯が起きたというやうなときには、全く行き詰まつてしまふということでは、もう治安の維持もできなくなる、こういうやうに思ひます。それから、そういう場合、もう国家から補助だとか何とかいふことでなしに、補助に違ひないけれども、思い切つて出してやる方法はないものなんですか。

○大津政府委員 本件の場合も、実は私どもの方に予算要求がございまして、私どもです。気がつかずにお

りました。が、そういう面につきまして、非常に捜査費がかかるということとで早くお話がありますれば、それぞれ補助金を交付するといふことで、早くこの問題を解決できたのであつたと思ひます。今後におきましては、ただいま御指摘の点のやうなことがないように、よく府県とも連絡をとりまして善処して参りたい、かように考えております。

○小島委員 先ほどあなたの話では半額を国庫が補助するとおっしゃつたのであります。そうすると県が半額出さなければ補助できないでしよう。そんなことを待つておつたら、県が予算を議會を開いてどうのこうのと言つておつたら、実際に捜査がおくれないでしまふ。県が出すとは限らないといふことになつた場合に困るんです。そういうことでなしに、そういう場合に国庫から出してやるというやうな制度はとれないものでしょうか。

○大津政府委員 私どもは、治安上必要な経費でございまして、何とか府県におきましても予算を必ず計上していただけるものと思つておられますし、またそのやうに私どももいろいろな予算措置を講じていくやうにして参りたいと思ひます。

なお、すべてのそういう捜査につきましての経費を国庫にするかどうかといふことにつきましては、これは警察制度の経費の負担等につきましてもいろいろな府県警察の性格とか、そういう点も問題があると存じまして、いろいろな面から検討して参らなければならぬと思ひますが、今すぐそういうことにつきましては、捜査の關係の経費についてはすべて国費をもつてすると

いうことにつきましては、まだ私も
もそういう考えを持っておられないので
ありまして、できるだけ補助金あるの
は地方財政におきましますところの財政措
置、そういうもので府県がそういう経
費について計上し得るよう措置をし
て参りたい、かように考えておりま
す。

○小島委員 私はこれで申し上げるこ
ととさせていただきますが、とにかく第一線の
警官に、とにかくにも捜査費用が足
りないから捜査が十分にいかない
か、みんな金を出し合つてやらなけ
ればいけないのだというよりなことを
しておつたら、第一線の警官というも
のが萎縮してしまつて全然動かなか
なつてしまふと思ふ。實際の毒な状
態なんです、今後そういうことにな
いように十分気をつけていただきたい
と思ひます。

○大津政府委員 ただいまの仰せの点
はまことにどうもございまして、ま
して、そういうことのないように今後十
分善処して参りたいと考えておりま
す。

○瀬戸山委員長 神近市子君。

○神近委員 私は人権擁護に関する問
題でこれから少し質問をしたいと思
ふのですけれども、その前に委員長に
ちょっとお断わりしておきたいことは、
ここに小島前委員長もおいでになるの
ですけれども、法務委員会に参ります
と、私の時間がいつでも制限されるの
です。しろうとだからと思つて謙遜し
て、いつでもビリに順位をとることが
理由だと思ふのですけれども、きょう
もどうももう一時に近いか短くやれ
というふうなことが言われそうに思
うのですけれども、ほかの委員会ではそ

んなことはないのです。ですから、皆
さん、弁護士の皆さんが国民の代表で
いらつしやれば、私は婦人のその下の
事柄をあまりわきまえない女の代表で
すから、一つその点であまりまた長過ぎ
るかとかというふうなことで時間をせつ
つかれないようにお願いをいたしまし
て、私の質問を始めたと思ひます。

○瀬戸山委員長 委員長から申し上げ
ますが、特に神近委員のために時間を
制限する等の処置は全然考えておりま
せん。どうぞ十分おやりいただきたい
と思ひます。

○神近委員 ありがとうございます。
それでは始めさせていただきます。
問題は、もう非常に時間がたちまし
たから、あまり御記憶になつてゐる方
がないと思ふのですけれども、昭和二
十八年の十一月に徳島で起こりました
ラジオ商の三枝何がしという方の殺害
事件についてでございます。御承知の
方もあるかもしれせんが、この事件
では、内縁の妻の富士茂子という婦人
が徳島地裁、高松高裁で判決を受けま
して、十三年の刑に処せられておる。

そして最高裁に上告したのを取り下げ
まして、和歌山でもう一年十月ほど
服役してゐる。この問題が非常におか
しい。いろいろ問題になりますのは、
犯罪の確定に対しての証拠が非常に微
弱でありまして、そしておまな証人と
なつたものは何人かの証人の証言で
あつたのでございまして。ところが、こ
の加害者と判決された富士茂子は、も
う一貫して自分ではない、自分はそう
いふことはやってはいないといふこと
を言ひ立てて、そして今日まで服罪し
たのは費用その他のことを考えて服罪
したのであつて、決して自分がその罰

を認めたから服罪したのではないとい
ふことを言ひ続けております。私は三
十三年の十月にもこの委員会に御質問
申し上げたことがございまして。きょう
は御出席になつていない猪俣委員も、
昨年の二月と四月とにここで御質問に
なつてゐるはずでございまして。猪俣委
員がどういふ現地の調査をし、いろい
ろ御調査になつて、どういふ点に最も
関心をお持ちになつたかはわかりませ
んが、私もいろいろ文書を調査して
みますと、どうも検察の職務乱用の
行き過ぎにあつたんじゃないかといふ
点が一番問題になつてゐるのでござい
ます。また私もどういふふうな
受け取れる。無実の罪でどういふ判決
を受けて、十三年もの服役をしいられ
るという人の立場に、もしそれが事実
であるとすれば、これはもう非常に気
の毒な状態ではないと思ふのです。内
縁の妻といふことになつておられます
で、法務関係の方々は内縁とか、ある
いは正式な妻だといふよりなことに非
常におこたわりになるようですけれど
も、実はこの人はもう十二才になる子
供があつて、夫との間に何かの事情で
ほんとうの妻に入籍ができなくてい
て、十年以上も連れ添うていれば、だ
れでもこれはわかることだと思ふので
す。現実生活をともしにしてゐる者が
妻である。戸籍がどうなつていても、
もう別居して十年以上という人は他人
のようないふ感じになつてゐるのですか
ら、内縁の妻といふことで非常に検察
官がこたわられたのではないかといふ
ようなことが考えられる。これはもち
ろん警察の見込みとそれから検察の見
込みとが違つてゐたのです。警察はこ
れは外部から行なわれたといふ。それ

から検察の方では内部から、さつき申
上げたように、その内縁の妻といふ
ふなことにこたわられたんじゃない
か。そういうふうなことから捜査が別
途に行なわれて、そして外部からの加
害者といふものがあまり重視されな
かつた。そういうところから問題が分
かれてきてゐるのですけれども、万々
一にもこの妻が加害者でなかつたとい
へば、これはもう助からないと思ふの
です。自分の最愛の夫は殺されたわけ
です。そして十ヶ月後には自分が犯人
と考えられて、あるいは推測されて逮
捕されて、そのまゝ十三年もの懲役に
処せられた。これは考えようによつて
は、女の一番悲しい災難が二つ振りか
かつてきてゐる。私もどういふよう
な事情を考えると、何だか黙つて見て
いられないような気がするんです。中
央でこそ問題にはなりません。中央の
問題でないから……。けれども、四国
地方ではみんなこの問題では非常に
心を示して、一体裁判といふものはど
ういふ性格のものかといふことで、こ
の署名運動が起こり、あるいはいろい
ろな陳情が行なわれて、非常に問題に
なつてゐるんです。第一番には、法務
省の中の人権擁護局でやはりこれは特
例だをうですけれども、現地の御調査
があつた。第二には日弁連の人権擁護
審査会の人たちが現地に行つて、また
現地から証人を呼んで調査をされて、
どうもいろいろ調べてみると、この証
人に対する検察の態度に職務乱用の傾
きがある。そういうことで調査がしき
りに行なわれた。それからもう一つ
は、あとで具体的に伺ひますけれど
も、検察審査会の委員がちゃんと答申
しておるのです。条文による八人以上

の議決証明をいたしまして、そして
十二人ですか署名をいたしまして、こ
れは再審査をすべきだ、その材料にな
る起訴をすべきだといふことを申し立
てゐる。そういうふうなことを全部
取り上げられないで一方的に証人の偽
証でございましてといふようなことは
取り上げられないで、今徳島地裁で再
審の申告をしてゐる。そういう段階で
す。もし徳島地裁また高松高裁におけ
るように、この申告を取り上げない
といふことになつたら、一体この人はど
うしたらいふのか、私は法律にはし
らうとでございましてけれども、そうい
う不正が行なわれるといふことを許し
ておけないと思ふのです。それで私は自
分の選挙区でも何でもございませ
ん、頼まれたでもない。ただ、ほつてお
けない、これほど著しい人権じゅうり
んが一体許されていいものかどうかと
いふことを考えるので、私はこの点か
らいろいろのことでお伺ひしたいので
す。

一番重要なことは、この五人の証人
が一度に第一審、第二審におけるわれ
われの証言は偽証でございまして。声
をそろえて偽証だといふことを自分で
手記を書いて、そして警察に自首し
て、あるいは人権擁護局に、法務局で
すか、そこへ出頭して、それを申し立
てゐる。それをなぜ信用することが
できないか、そして相変わらず――こ
の中の二人の証人といふものは、犯罪
が行なわれたときには十七才の少年
だつたのです。それを私たちが前に問
題にしたのは、不当な調べ方で威嚇し
たり、あるいは巧みに誘導したり、そ
ういふことをして、この偽証をさして
おいて、それが偽証でございましてとい

の議決証明をいたしまして、そして
十二人ですか署名をいたしまして、こ
れは再審査をすべきだ、その材料にな
る起訴をすべきだといふことを申し立
てゐる。そういうふうなことを全部
取り上げられないで一方的に証人の偽
証でございましてといふようなことは
取り上げられないで、今徳島地裁で再
審の申告をしてゐる。そういう段階で
す。もし徳島地裁また高松高裁におけ
るように、この申告を取り上げない
といふことになつたら、一体この人はど
うしたらいふのか、私は法律にはし
らうとでございましてけれども、そうい
う不正が行なわれるといふことを許し
ておけないと思ふのです。それで私は自
分の選挙区でも何でもございませ
ん、頼まれたでもない。ただ、ほつてお
けない、これほど著しい人権じゅうり
んが一体許されていいものかどうかと
いふことを考えるので、私はこの点か
らいろいろのことでお伺ひしたいので
す。

うことを言ふ段になつても、どうも私はそこらに皆さんの考え方が何を考へていらつしやるかわからないところが生まれてくると思うのです。それで逐次その問題について私はお尋ねしたいと思ふのです。

三十三年の八月に法務省の中の人権擁護局で御調査になつております。二人の人が派遣されて、そして私がここで質問申し上げたときにも、いろいろお考えを伺つたのですけれども、そのときの記憶を新しくするため、人権擁護局に二、三お尋ねしてみたいと思ふのです。このとき、特例だとおつしやつたのですけれども、二人の人を徳島に御派遣になつた。どういふ動機で、あるいはどういふお考えでその人員の派遣を御決定なさつたのか、それを伺つていただきたいのです。

○鈴木(才)政府委員 私の方で、この徳島ラジオ商賣の事件に關しまして、人権擁護の立場から取り上げて、本省の調査課長、係長を岡山と徳島に派遣いたしました理由は、左の通りであります。

人権擁護局といたしましては、裁判に關与するものではございません。人権擁護局自体といたしまして、一審、二審有罪であつたもの、それに対して無罪であるという主張をみずからいたしておるわけではございません。

ただ、私の方では、この事件につきまして、問題の富士茂子の義理のおいになる波辺という方、その方と本委員会の委員でありました猪俣三先生、それから日本弁護士連合会の人権擁護委員会の副委員長でありますか、津田三先生が私の方に見えまして、非常に重要な問題を含んでおる、波辺という

義理のおいの方は非常に富士茂子の無罪を信じてあらゆる努力をしておる、どうもその内容から見ると、本人の言ひ通り無罪のような気がするものである、こういう御説明でありまして、ぜひ人権擁護局の方においてもこの調査をしてもらえないか、民間ではなかなか警察等に保存されてあるいわゆる外部の調査等とつた当時の記録その他のものを見ることもできない、法務省の一局である人権擁護局ならば、そういうものを見、また関係者の供述も聞くことが出来るだろう、協力をしてもらえないかというお話でありました。それで私は波辺という方が持つてきました分厚い上申書、それから猪俣先生あるいは津田三先生が調べられた経過をよよく聞きまして、さらに裁判記録なんかよく見まして——これは一審、二審有罪と確定をいたしました。本人は上告をしながらそれを取り下げ、現在収監をいたしておられますけれども、何らかの裏にあるような気がいたします。もしも再審の請求をするための証拠があるならば、——その当時においてはありそうな話でございますので、一つ再審の道を開くための証拠収集にわれわれの方で協力をしてみたい、そういう意味で、私は局長として、調査課長と係長に一応現地に

行つていろいろ事情を聞くように、こういうふうな考えでこの調査を始めた次第であります。

○神近委員 よくわかりました。私どもの方にも、人権擁護局にいろいろの問題を提出したいという御相談はよく受けることがあるのですけれども、毎日たくさんある事件を持ち込まれておいて、そしてこの問題に対して

特に二人の局員をお出しになつたという動機は、やはり私どもと同じようないろいろの調査をなさつての結果だといふことがたまたまよくわかりました。そして、この前ここでいろいろ伺つたときに、こまかいことはお尋ねしたと思ふますが、その結果、人権擁護局が動きになつたときには、もう証人の偽証ということがテーマに載つていたのです。そのときはだれとだれが偽証だといふことで、調査の方々に申し上げたことになつておりますか。

○鈴木(才)政府委員 私の方で徳島の地方法務局の係官とともに共同いたしました調査をいたしました。いろいろ事情を聞きましての方は相当多数に上るわけでありまして、今これを全部申し上げることもどうかと思ひますが、富士茂子に対する有罪と認定された重要な証言をした証人について申し上げますと、一人は富士茂子の店に働いておりました西野清という者、それから同じく店員の阿部守良という者、それから阿部守良にあいにくちを渡した藤原澄子、それから石川幸男、阿部幸市、大木こういふ人が検察庁あるいは法廷で述べたことは、実はその通りではないといふことを申し上げておきます。

○神近委員 それからいろいろ問題が派生いたしました、三十三年の九月には今おつしやつた証人の西野清に對して偽証であつたといふことを申し立てたのですから、民事の起訴があるの

でございます。偽証による損害賠償と謝罪広告請求、この告訴が高松高裁の民事部に出ております。これはあとで認定されるわけなんですけれども、そのときにこの西野は徳島法務局の人権

擁護課長にお目にかかつて、自分は偽証であつたといふことをまた公式に申し入れておるのです。そういうようなことがあつたときには、徳島県の人権擁護課からあなた方に御報告がちゃんと参りますか。それは御存じでありますか。

○鈴木(才)政府委員 調査の結果の報告は全部私の方に参つて、私もよく了承いたしております。

○神近委員 これは私、あなた方の行政の機構のことを詳しく知らないものですから、ほかのことの参考のために伺つたわけでありまして、直接この問題には關連はございません。で、このときは民事訴訟が行なわれまして、結局裁判で西野は二点で起訴されております。偽証によつて損害を与えた損害の賠償とそれから謝罪広告をするように——その通りでございますと言つたもので、少年の経済的な状態も考へてだろうと思ひます。それは金を目当てのものではないだろうと考へられましたので、これは途中で取り下げられて、そして民事部で徳島新聞に謝罪広告を出せといふことを指令したといふことになつておるのです。こういうような民事部で、私はさつきもちよつと係のお方とお話をしたので、けれども、刑事訴訟法では、刑事判決の確定ならこれを告訴するけれども、民事はちつともやらない。民事といえども裁判ですから、正しいものは正しい、正しくないものは正しくない、偽りのものは偽り、こゝろあるべきだと私は思ふのです。これは昔からいふ大岡裁判なんかといふものが、一元化した姿でやるといふことが名裁判だといふことになつてゐる。今日民事と刑事

とがまるで獨立したものになつてゐる。人間は一人ですよ。それで民事は裁判に対する何らかの影響を持ち得ない。それはさつきから財産の問題に關して刑事局長からのお話があつていますけれども、この民事に關することはそれだけで獨立してゐるところが、私なんかにはとてもおかしいものだと思はれるのです。これはしつろと考へてから自由ですよ。ですからさういふ民事の判決が出て、この申立人の富士茂子の立場が肯定されたといふことは、すでに行なわれている判決といふものに何の影響も持ち得ないものか、そして法律ではそれは持ち得ませんと局長はきつとおつしやるでしよう。だけれども、それだけで一体割り切れるものかどうか、この点を私は刑事局長に伺いたいと思ひます。

○竹内政府委員 私のお答を申されたいような感じもいたしますが、直接には何の關係も、影響もないわけでございます。仰せの通りでございます。しかし、全然何の關係がないかといひますと、そうじゃないので、やはり検察官としましては、民事の法廷で述べたおることがほんとうにそのなかのどうなのかといふことにつきましては関心を持つてゐるわけなんです。当時仰せのうちに、この事件が無実の罪ではないかといふようなことも新聞に報道されておりましたので、検察官としましては、民事の法廷で西野、阿部両氏がどういふ証言をしよつたといふかといふようなことにつきましては関心を持つて見守つておつたわけでございますし、その後偽証の告訴も出ましたので、その告訴の捜査に当たりましたは十分その点をも頭に置いて捜査

とがまるで獨立したものになつてゐる。人間は一人ですよ。それで民事は裁判に対する何らかの影響を持ち得ない。それはさつきから財産の問題に關して刑事局長からのお話があつていますけれども、この民事に關することはそれだけで獨立してゐるところが、私なんかにはとてもおかしいものだと思はれるのです。これはしつろと考へてから自由ですよ。ですからさういふ民事の判決が出て、この申立人の富士茂子の立場が肯定されたといふことは、すでに行なわれている判決といふものに何の影響も持ち得ないものか、そして法律ではそれは持ち得ませんと局長はきつとおつしやるでしよう。だけれども、それだけで一体割り切れるものかどうか、この点を私は刑事局長に伺いたいと思ひます。

いたしておるわけでございます。法律的には刑事と民事とは別個の法律体系になっておりまして、お互いに影響し合わないという建前をとっておりますけれども、現実には検察官としてはそれを十分参考にして調査しておるということでございます。

○神近委員 私は刑事局長のおっしゃることはよくわかります。そしてまたそれあるべきだということもわかります。ですから、現実には、刑事局長が現れた情勢等を見れば、刑事局長が期待していらつしやるような、十分にその判決を参考にして自分たちの考えの是正に努力した、そういうふうなことはあつとも見えないのです。それで、きょうこの問題を時間を惜しみながら皆さんに御質問申し上げなければならぬという事態になったのです。

それで、その後西野と阿部とが警察署に自首しました。そして高松高検に告訴が提訴されたのです。そうすると今度はまた同じ誤りが行なわれる。西野と阿部というのは、その中に住み込みで別棟におりましたけれども、一番有力な証人になつてゐるのです。それが一番と二番は実は偽証いたしました。検事の誘導と威嚇がこわくて――これは一人は四十三日監禁されて、これも少年をそういう状態に置くことができないかというところが何度か問題になったのです。片方は二十七日、そしてこの誘導誤問が行なわれた様子を見ますと、うそをつけたということを逆のことに持つていつてゐる。お前たちがこゝでうそをついたならば、強い罰が科せられるぞ、結局それはうそをつけたということを強要してゐる。それがこの前の問題であつたのですけれど

も、再調査でも同じことが行なわれてゐる。高松高検は、――今理事会で各法務省関係の建物が古くてこれを十カ年計画で新しくしていかねばならぬないというところがしきりに言われたいので思ひ出すのですけれども、高松高検といふのは、よほど物置のような狭いところなんです。それともこの前の西野清の調査も宿屋に軟禁して行なわれてゐる。これは少年だから、そのときはまだ少年でありますから、それでそういう拘留したという非難を避けるためであつたかも知れませんが、今度はもう成年になつてゐるのです。それをやはり宿屋にこめ置いて昨年の四月の六日と七日と八日に調査をしてゐる。検事さんは選つてゐるようですけれども、一体高松高検といふところはそんなに調査室がないくらいに狭いからそういうことをしたんですか。そのところがどうも私たちがおかしいと思ふのです。ちよつとそれを伺ひたいと思ひます。

○西野がさつき申し上げたような宿屋にまた軟禁の状態に置かれて、南館という検事さんから調査を受けておられます。そうすると、自分が自首してゐる人権擁護局に出頭して、私は偽証でございましてといふことを言ひ立てておいて、今度はまた検事さんの手にいかるところとまた前言を翻して、いや一審、二審の供述は事実でございましてと言つて、調書を書かされてそれに判を押すのです。三人調べられてその中の二人が、阿部守良という方はがんとして、私のあやまちでございまして、私の偽証のために御迷惑をかけた人、私の毒だと思ひますと言つてゐる。それからそのあとで今度は日弁連の調査がありまして、まだ五日くらいしかたないのに、いやあは全部三人とも私たちが偽証でございまして、どうも検事さんといふものは苦手であります。検事さんのところは行くこととしまして、検事さんのところは苦手で私たちが真実が言えないと言ひます。それがいろいろあとにまた尾を引いてくるのですけれども、あれほど決心したものが、その検事さんに会つと一瞬にしてひっくり返る。その調べ方に何か適当でないものがあるというふうなことを私たちは感ずるのですが、この点一体刑事局長はどういうふうにお考えになりますか。

○竹内政府委員 高松高検はあまりりっぱな建物ではございませんが、物置のように狭い庁舎ではございません。○瀬戸山委員長 神近委員に委員長から申し上げます。時間の制限は申し上げませんけれども、どこがどうだという点をお聞きになりたいのか。経過を言われるといふことはちよつと適當でないと思ひます。

○神近委員 全体として調査のあり方、それから再審が可能であるかどうかといふことを伺ひたいと思ひます。○瀬戸山委員長 では、どうぞ……。○神近委員 よろしゅうございます

西野がさつき申し上げたような宿屋にまた軟禁の状態に置かれて、南館という検事さんから調査を受けておられます。そうすると、自分が自首してゐる人権擁護局に出頭して、私は偽証でございましてといふことを言ひ立てておいて、今度はまた検事さんの手にいかるところとまた前言を翻して、いや一審、二審の供述は事実でございましてと言つて、調書を書かされてそれに判を押すのです。三人調べられてその中の二人が、阿部守良という方はがんとして、私のあやまちでございまして、私の偽証のために御迷惑をかけた人、私の毒だと思ひますと言つてゐる。それからそのあとで今度は日弁連の調査がありまして、まだ五日くらいしかたないのに、いやあは全部三人とも私たちが偽証でございまして、どうも検事さんといふものは苦手であります。検事さんのところは行くこととしまして、検事さんのところは苦手で私たちが真実が言えないと言ひます。それがいろいろあとにまた尾を引いてくるのですけれども、あれほど決心したものが、その検事さんに会つと一瞬にしてひっくり返る。その調べ方に何か適当でないものがあるというふうなことを私たちは感ずるのですが、この点一体刑事局長はどういうふうにお考えになりますか。

○竹内政府委員 御不審の点はごもつともにも考えられますが、取り調べと申しますのは、いろいろその場合によります。物置のような役所ではございませぬけれども、役所のようなところで調べない方がよい場合もありますし、その状況によりまして役所外で調べたから不適当だといふふうにも言えないこともありますし、いろいろござ

いますので、ただいまの御疑問にびつたり御納得のいくように御説明をすることがむずかしいのでございしますが、民事の訴訟なりあるいは外部の方に自分偽証をいたしましたとかりに申し出ておりましたも、ほんとうに偽証したのかどうなのかといふことを調べるのが検事の役目なのでございまして、従つて、それを調べるのに検事が調べたことをもつて圧力をかけたためにひっくり返した、すぐこういふふうにおとりになつておるようでございしますけれども、これは何も言ひぬ人もありますから、その人からでも何とか少しでも言つてもらおうといふのが捜査でございします。かりに幾らでも言つておりましたも、その言つてゐることがあるいはほんとうじゃないかもしれぬ、人違ひのことをかぶつてきてゐるのではないだらうかといふようなことも、やはり捜査の内容でございします。そこで南館検事が主任検事になりました。一番の地検の検事じゃございませぬ、高松の地検の検事の事務取り扱いとして、常識のある、相当経験のある検事として、この事件の再捜査の主任を命ぜられまして鋭意当たつたわけでございますが、たゞさんの証人も新たに調べましたし、それから過去の捜査記録も見ましたし、それから公判において阿部、西野ともに一審の公判でも証人になつた、それから二審の高松の高裁でも証人になつておる、その証人になつておるときに供述、この公判廷における証人といふものは、先生も御承知のように、決してた言ひたいことを言つてゐるのではなくて、環境の中で反対尋問にさらされて、そしてその

供述の内容が真実であるか、言ひ過ぎておりはせぬか、言ひ足らぬことはないか、あるいは間違つたことを言つてゐるのではないかといふことを捜査関係人が裁判官の目の前で十分に検討を加えて、そしてその証言の真実性が確保されておる、こういう手続でございします。その手続を経て証言しておる内容が今になつて変わつておるのです、その変わった事情、そういうような点を詳細に調べたのでございしますが、今仰せのように西野につきましてはひっくり返しておる、阿部はその通りでございします、こう言つておるわけです。

○神近委員 そのときに南館検事が調べた。今公判廷のことをおしやつたのですけれども、十六、七才の少年であつたといふことと、それからその南館検事じゃないのですけれども、その前の調査検事の名前をちよつと忘れましてけれども、その人はすくく前言を翻して自分が調書をとつて、前言を翻したお前は偽証罪になるぞといふことをよく吹き込んでいたといふことと、この前のときに問題になつたのです。今度はその宿屋に西野を連れ込んで調べましたときに、あさつては日弁連が来て調査をするといふことが何かの連絡でわかつていたらしいです。そうすると、こゝろ忠告をしてゐるのです。私の方にはお前さんたちを取り調べる強制権があるのだ。けれども法務局や日弁連といふものにはそういう強制力はないのだから、出てみないし、出なくてもいいし、それからまあ適當に言つておくのだな、こゝろいふうなことを教へてゐるので、一体それは調査と関係があるので

供述の内容が真実であるか、言ひ過ぎておりはせぬか、言ひ足らぬことはないか、あるいは間違つたことを言つてゐるのではないかといふことを捜査関係人が裁判官の目の前で十分に検討を加えて、そしてその証言の真実性が確保されておる、こういう手続でございします。その手続を経て証言しておる内容が今になつて変わつておるのです、その変わった事情、そういうような点を詳細に調べたのでございしますが、今仰せのように西野につきましてはひっくり返しておる、阿部はその通りでございします、こう言つておるわけです。

それからもう一つ付け加えて申し上げますならば、かりに聞きに来たような場合に、ものを言わないで黙つておるかということになりますと、そこは常識なんでしょう、常識なんでしょう、あとで聞きに来られるが、どう答へたらいいでしょう、それは君の信じている

いところに来て上役に聞いていたこと
うと思って出てくるけれども、お会い
にならないのですよ。私は今擁護局長
に地方の局とこっちとの連絡はどうい
うふうに、常に密接な連絡があるのか
ということをお尋ねしたのは、高松の検
事が今抜つていらっしゃるが、それが

る、偽証が公になってこれが実証されて、そして今度起訴になる。起訴になると、今度はどうしても再審しなければならぬ。再審する場合になってくると、証人たちは大人になって、自分の良心の働きというものが強くなって、われわれがこの人を陥れたのだという

か、契機に法外に書いておられます。書いてありますゆえんのもの、個々の検事が独立に仕事をするということを前提として書いてあるわけで、行政官庁でしたら書かなくても当然のことです。そういう建前だということを頭に置いて御理解願いたいと思います。

状態その他をも綿密に調査して、そういう観点から、ほんとうに偽証だといっているのが偽証なのか、あるいは心にもないことを言っておるのかということをはっきりさせるべく努力しておるのであります、固執せんがために努力しておるのではないのであります。

す。それが証拠には、現に檢察審査会の決定に対してもさらに調査をいたしてあります。それから二度目の調査の南館檢察以下の捜査陣は、前に捜査に關係した檢察は一切入っておりません。これはもう全く別個の観点から、全く新しい角度から、事件を偏見なく改めてみたい、こういふ考えから、特に前の捜査には全然関与していない檢察を組織してこの捜査に当たつたような次第でございます。

○神近委員 私には刑事局長がりっぱな方だといふことは、もう百パーセント信用します。そうしてごりつばな方であるからこそ、今日重要な部署においでになると思ふ。けれども、百人の檢察さんが百人、局長が期待されるような厳正な態度であるかどうか、そうしてそれは、今既成事実が一審と二審にできてゐるから、これに対して非常に強いこだわりを持つとおっしゃつたでしょう、その点なんです。一審で、少年たちは、阿部も西野も十七才——十六才何カ月という少年少者です。それを四十三日も拘留しておいて、片方は二十七日ですけれども、あらゆる年輩の、百戦錬摩というか、調査にかけてあの手の手と知り切つてゐる方々が、この少年たちを相手にして御調査になつた。そこに非常に無理なところがでてきた。もうちよつと大きな声、ちよつと目を怒らせても、少年たちはびくつとしたでしょう。そう言つてゐるのですから、それで作り上げられた一審の証拠の微弱だといふことがこの問題では一番困ることなんです。きめ手になるような何らの証拠がない。少しはありますよ。刺身ばりちよつとを投げましたとか、あるいはどこか

らかあいくちが出てきたとか、けれどもそれは檢察審査会の議決書をごらんになれば、一々くつがえされてゐるのがほんとうじゃないかといふような感じが私たちは持つのです。そのことは今反論をしないで、檢察に対してわれわれがあまり曲解し過ぎるといつたふうなお考えがあるけれども、そう思わざるを得ないこともあるんだといふことです。そうして第一審、第二審が既定の事実として起こつてゐるから、その調査に疎漏があるはずないとおつしやるけれども、これは第一審が、そういう状態で調べが行なわれて、そして第二審といふものは、まあ第一審がきめたことはもう大幅な変化は与えないといふのが定石でしょう。今はかの問題になつてゐる裁判の記録を讀んでみても、この第一審のときにちよつと慎重であるべきだつたといふことが今でも後悔されるのですけれども、こういうことにならうとは、やつていないと思つてゐるものだから、本人もはたまた、なにすく釈放されるだらうくらいでおろそかに考へてきて、それが今日こういう問題を起してきてゐる。そしてこじれてしまつて、どうにもならない。もう歴然としたこれは人権じゅうりんなんです。あるいは、もし私たちの予想してゐるような状態であるならば、代表的な、日本の裁判の恥になるような問題になるんじゃないかと思ふのです。その点について……

○瀬戸山委員長 神近君、発言中ですが、最初に申し上げましたように、時間は制限いたしません。制限いたしません。委員会における神近委員の質疑の目的が、私にはどうして、さつきからしんぼうして聞いてい

るけれども、わからない。裁判の内容についてここで議論いたしましても、それは何らの効果といふことも、結論は出て参りません。そこで、人権じゅうりんの事実があるのではありませんか、それを人権擁護局で審査をする、あるいは檢察の問題に——これは確定判決ですから、その裁判については、さつきもちよつと非公式に申し上げましたように、再審査の請求をするほかに方法がない。ここでいろいろ議論をされてもちよつと困るのじゃないかと思ふのですが、その目的がどういふことかといふことを明らかにして、御質疑を願ひたいと思ひます。

○神近委員 人権じゅうりんの最たるものは、自分は無実であるといふことを主張してゐる服役者があることとす。それから、調査の場合に、今偽証を言ひ立ててゐる証人たちに對して誘導や威嚇があつたといふこと、それが小さな人権じゅうりんなんです。これは私に何も直接關係があるわけじゃないけれども、こういう歴然とした、一人の人間が一生を棒に振るほどの大きな人権じゅうりんじゃないか。それを再審査の道を開こうとして今努力されてゐるのに、何らかの考慮を加えてあげるべきじゃないかといふことが一つの動機であります。私が法律の専門家でなく、第何十条のどういふことになつたかと言へないからこゝろになるのですけれども、それは私はしろうとだといふことは認めます。そして、しろうとだから、皆さんがおっしゃらないことでも、こんこんと言つてゐるといふことは私は認めます。それがいけなければ、私はどうにもこゝろは辞退す

るほかはないと思ふのです。それなら、しろうとはこゝろに入つてくるなといふことになるのですからね。——それじゃ、もう少しでございますから、一つしんぼうしていただきます。

もう一つ、檢察審査会といふものの使命ですね、これが一体どういふことなのか。刑事局長は、さっきの法案の御説明なんか何つておりました、非常に法律に詳しい方だといふことがわかつたのですけれども、檢察審査会法の第一条に、「公訴権の実行に關し民意を反映せしめてその適正を図るため」といふ目的がうたつてあるのです。たつた一行か一行半の説明なんですけれども、これを作られた動機、こういう制度を作つたといふことは、檢察行政に對する何らかの規制なり制限あるいは勧告、そういう意味のことを含めたんじゃないかといふように考へられますので、これをもう少し敷衍して御説明いただきたい。

○竹内政府委員 これは仰せの通り、檢察権の行使について民意を反映せしめようといふ制度でございます。御承知のように、英米法の法律系統の國においては、大陪審と申しまして、起訴をするかどうかといふことを國民の代表である陪審員にかけて、そこで論議をして起訴状を作るといふ制度がございます。日本の現行法におきましては、英米法の國とは違ひまして、昔から檢察制度といふものがありまして、公訴権の行使につきましては、檢察官が公訴権の独占と申しますか、公訴権は檢察官に独占的に付与されておるわけでございます。そこで、どういふ事件を起訴し、どういふ事件を不起訴にするかといふことは、檢察官の良識に従つ

て処理されるわけでございます。それにいたしましても、大陪審の制度はないが、何らかの形で檢察権の行使について民間の意思を反映させるような制度を作らうじゃないかといふのがこの檢察審査会法のできて参りました理由でございます。この檢察審査会におきましては、檢察官が不起訴にした事件について——起訴にしたのは裁判所が裁判するわけですから、檢察官は不起訴にする大幅の権限を持つております。刑事訴訟法にもちゃんと書いてございまして、その不起訴にした事件について、檢察審査会が職権でそれが相当であるかどうかを判断することもできます。関係者の申し立てによりまして審査をして、檢察官からも事情を聞き記録も調査をされて、その結果これは起訴した方がいいのじゃないかといふ結論になりますと、当該檢察官に對して起訴の勧告をいたすわけでございます。それから、あるいは檢察官が不起訴にしたことに對して、それは相當であるといふ意見を出す等の権限を持つておるわけでございます。その、起訴が相當であるといふ勧告がなされた場合には、檢察官は民意を反映した一つの議決機関、審査機関が議決をしておるわけでございますから、その決定に對しましては十分尊重をいたしまして、その勧告をいれて起訴をいたしますか、あるいは勧告にもかかわらず、勧告に応じられない理由がありますればその点を明らかにいたしまして、檢察権の行使があくまで公正なものであるといふことをこの制度を通じて國民に訴えていくという制度でございます。

でございます。

○神近委員 今おっしゃった檢察審査会が、この問題に關して議決を出したのです。そしてそれが用いられなかったのです。これは起訴にならなかつたために再審査の道が閉ざされてしまつたといふところに今あるわけなんです。それで私が、この法律に弱い私が苦勞していろいろ勉強しましたのは、この一条ないし二条と四十一条の關係です、今おっしゃつたように、民意を反映せしめるために、いわば前の陪審法みたいな意味で、こういう形において民意を盛り込むためにこれは新しい作られた。これは戦争後の法律ですね。いろいろ逐次改正は行なわれておりますけれども、これが発足したときには、行政官にのみ監察あるいは裁判をまかせないで、妥当な線をやつてももらいたいといふことがあつたのです。それで、この第一条と第二条、それから第四十一条の檢察官の権能、そういうものとのウェイトを一体どつちに置くべきなのか。私どもから見れば、この問題の議決書といふものは、ほんとうに妥当な線、もうだれにも拘束されないうで、その土地の民衆の意見と、これは外部からやられたものだといふいろいろの証拠があげられて、一人の批判もなくて議決されているのです。それがむげに否定されているところに、さつき私は局長にお氣にいらぬことを言つたかもしれないが、そういうような疑惑が生まれた。私は議決書は採用されるのがほんとうじゃなかつたかと思ふのです。ですから一条と四十一条とのかね合ひといふものを法務省としてはどうあるべきだといふふうにお考えになつてゐるのか、それを伺はせていただきます。

○竹内政務委員　ちよつと神近先生に誤解があるのでございますが、この議決を檢察庁が受け入れないと決定したたようにおっしゃっておりますが、私どもも承知しております限りでは、そういう議決がございますので、その議決の精神からさらに再調査をしておるのが現状でございます。

なお、四十一条の關係でございますが、検事正の職責をいたしましたしては、四十一条に書いてありますように、公訴を提起すべきものだと考えますときは、公訴を公訴すべきものでありまして、この意見を輕べつしてよろしいという趣旨じゃなくて、むしろこの四十一条は大いに尊重して参考にしなければならぬという趣旨がここに盛られておるといふふうに考えております。私どもの實際の運用におきまして、四十一条の精神を尊重いたしましたして、そういう議決がありますならば、必ず再調査をしてさらに判断に誤らないかどうかを考へて決定を考へる、こういうことにならしておるのでございます。

○神近委員　この議決は勧告している、これは偽証の起訴をするかしないかということが問題なんです。これを却下していらっしやるのではないでしようか。私はそういうふうに承っておりますよ。却下されたから今度徳島地裁に持っていかなければならなかつた。そして今徳島地裁が態度を決定する。再審を取り上げるか取り上げないかというところに差ししかかっている、私はこういふふうに理解しております。

　　たくさん質問ができないのであと急ぎますが、昨年の二月と四月に問題になりました、そのときの法務大臣から

も、やはりいろいろな聞くと——実際に猪俣さんが現地に行ってきたのですから、どうも再審に持つていかなければならないように感ずるというので、なるべく再審の道を聞くように努力するということをここで御答弁になっているのですよ。それが今日追ひ詰められて、徳島地裁でもしこの上申が取り上げられなければ、この富士茂子の一生はやみの中に入ってしまう。こういうところに差しかかっている。大臣が再審の道を開きたいとおっしゃった、そのお約束は一体どうなるのか。これは刑事局長に何うのは無理かもしれませんが、もしそのときにお立ち会ひになつていたら、どういふような予想を持つておっしゃったのか、それを伺わせていただきます。

○竹内政府委員　大臣がお約束をなすつたことは私はただいま記憶しておりませんけれども、今の神近先生のお考えの中に少し誤解があると思うので、その点を申し上げますと、この富士茂子氏の再審申し立ては、判決が確定しましたのは三十三年の五月十二日でございますして、その後一年はたちませんが、その確定判決に対して、高松の高裁に再審の申し立をしたわけですから、それが三十四年三月二十日に棄却になっております。その理由は請求人が代理人からの請求であるから不適法な請求だ、そういうことで棄却になつておるわけです。それに対して第二の再審請求を同年の十一月九日に徳島地方裁判所に出しております。そしてそれは今徳島地方裁判所で審理中でありますが、まだ決定は出ておりません。

それから一方検事が偽証の告訴に基づきましてこの偽証事件を捜査をいたしましたのが、先ほど来お話のありますように、西野については偽証否認、片一方は自白というような結果が出ておりますけれども、とにかく検事が詳細に取り調べた結果、偽証の罪につきましては嫌疑不十分であるということで不起訴処分にしたわけでありまして、これに対しまして検察審査会に申し立てをし、その検察審査会が検事が起訴をした方がいいんじゃないかという意味の起訴勧告の決議をしておるのをございます。今の勧告を受けました分については、検事がただいま捜査を

それから二回目の再審は徳島地方裁判所で行なわれ、
判所で今審理しております。
それから検事の方の不起訴の方は、
今検察庁で再調査をしている。こうい
うことで、いずれもまだ未決定の状態
にあるわけであります。大臣の、再審
の道を開くということにつきましては
は、どういう御趣旨でお答えを申し上
げておるか、それはつまびらかにいた
しません、今の事件の事情は全然ふ
さがれてしまつておるわけではなく
て、一方においては捜査、一方におい
ては再審の審理中であるといふこと
であります。

○神近委員　並立して今進行しておるというわけではありますが、それで私もちょっと気が楽になりました。大臣が、昨年の二月と四月のどっちの質問に対してであったか、ともかくこれはなるべく再審の道を研究する、あるいは努力をするというふうな言葉であったそうですが、しなければならぬというところもありますし、きょうなんかも

テレビは、東京ではあまり関心がないでしょうが、多分四国地方にお向けになるのではないかと思うほど問題になっているので、ぜひ再審が行なわれるように皆さんの御配慮を願って、私
の質問を終わります。

○志賀(義)委員 関連して。——ただいま神近委員から出された質問は、私としても非常に法務委員の一人として興味を持つておる事件でございますが、刑事局長のお話を聞くと、偽証した人物に対する取り扱い——この場合でも偽証であつたことを自白した一人の少年と、それから検事に聞かれた場合と日弁連の代表に聞かれた場合とで言を左右する者に対する扱いが、非常に便宜的になつておることを感ずるわけであります。そういうことは絶対にないと言われますが、まだ懸案になつておる事件もある。これを側面から光を当てるために、法務大臣代理であつた岸本次官の時代ですが、まだはつきり御答弁のないところがありますから、竹内刑事局長にお調べの上御返答願いたいことがあります。

それは五番町事件で村松泰子という当時十八才の少女が偽証罪でやられたことがあります。ところがその少女の言ひ通りに、三人の殺人罪の嫌疑でやられた少年のほかに、真犯人が例の真昼の暗黒という映画を見て自首して出てきたわけです。そうすると、この少女は偽証をしていないことになる。この少女に対してどういう処分をしたかということ、を、当時京都地方検察庁の次席検事である泉君に伺ったら、起訴猶予にしたということです。起訴猶予にすることはけしからぬということ、で、当時法務委員会では大問題になっ

